



消費に伴う責任

—日本の生きた野生動物の輸入—

消費に伴う責任

－日本の生きた野生動物の輸入－

2026年9月発行

謝辞：
本報告書作成にあたり、貴重なご意見とご知見をご共有をいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。また、各国の法律・規制に関する情報の確認にご協力いただいた、TRAFFICのRenata Cao氏とPaola Mosig Reidl氏、WWF中国のZhuoluo LV氏、WWFペルーのAngela Hernando Blotte氏、ならびにWWFインドネシアのFebri Anggriawan Widodo氏にも心からお礼申し上げます。

著者・発行者：
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3F

本件に関するお問い合わせ：
WWFジャパン 野生生物グループ wildlife@wwf.or.jp

 **WWFジャパン**
WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、持続可能な社会の実現を推し進めています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

WWF®およびWorld Wide Fund for Nature®の商標と©1986 Panda Symbolは世界自然保護基金が所有しています。無断転載を禁ず。©WWF-Japan, 2026
転載をご希望の場合はWWFジャパンまでご一報ください。

表紙：©Kaisa Siren / WWF



©Ola Jennersten - WWF-Sweden

目次

はじめに	4
1 手法	6
2 結果	9
2-1 概要	9
2-2 背景	11
2-3 日本の爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類の輸入の詳細な動向	13
・爬虫類	13
・両生類	24
・哺乳類	30
・鳥類	34
2-4 違法取引	39
3 考察	44
4 結論	49
5 提言	50
参考文献	52



©WWF-US Mac Stone

はじめに

世界中で何万種もの野生生物が食料、医薬品、木材、観賞用、展示など様々な目的で利用されている。持続可能な野生生物の利用は人々に大きな恵みをもたらし、合法的な野生生物取引の年間経済価値は、推定2,200億米ドル（約34.7兆円）に達するとされている（Andersson et al., 2021）。しかし、過剰な野生生物取引を含む自然資源の直接的な搾取は、環境破壊を引き起こす第2の主要因となっている（Jaureguiberry et al., 2022）。野生生物取引は、少なくとも陸生脊椎動物の24%に影響を及ぼすと推定され（Scheffers et al., 2019）、利用されている種は、利用されていない種に比べて個体数減少の割合が高く（McRae et al., 2022）、取引の対象となることで個体数が62%減少しているケースもある（Morton et al., 2021）。さらに、違法な野生生物取引は組織犯罪の一形態として高い収益性を有しており、その年間経済価値は推定70億～230億米ドル（約7000億～2.4兆円）に達し（UNEP, 2016）、多くの絶滅のおそれのある種を含む約4,000種の野生生物に影響を与えている（UNODC, 2024）。

日本は世界における主要な野生生物の消費国であり、世界中から膨大な量の野生動植物種を輸入している（Ishihara et al., 2010; Kitade & Wakao, 2022; Leupen et al., 2024; Wakao et al., 2018; Wildview Analytics & WWF-Japan, 2025）。なかでもペット目的の生きた野生動物の取引は、その種の保全に直接的な脅威となり得るだけでなく、人獣共通感染症の病原体を拡散させるリスクをもたらす（Gippet et al., 2026）、外来種の導入によって輸入国に甚大な被害を与えるほか（WWF-Japan, 2026）、原産国から最終目的地に至る取引チェーン全体を通じて、取引される個体の動物福祉に関する懸念を伴うことから（Macdonald et al., 2021）、特に問題視されてきた。特定の分類群の取引を分析した研究はあるものの、ペットとして取引される野生動物の、近年の日本にお

ける合法および違法な輸入に関する包括的な調査は行われていない。

本報告書は、国際的な野生動物の生体取引における近年の日本の動向を明らかにするため、185の締約国間における対象とされる40,000種以上の国際取引を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という：<https://stag.cites.org/eng>）」の取引データの分析を行なった。特に、国内市場においてペットとして一般的に輸入・取引されており、日本への違法取引の標的ともなっていることが知られている4つの分類群（Kitade & Naruse, 2018; Kitade & Wakao, 2022; Leupen et al., 2024; Wakao et al., 2018; Wildview Analytics & WWF-Japan, 2025）、すなわち爬虫類、両生類、哺乳類、鳥類（以下、「対象分類群」という）に焦点を置いている。

まず、2015年から2024年までに記録されたワシントン条約取引データを用いて、日本における10年間の野生動物の国際取引を概括／大観する。続くセクションでは、主に2020年から2024年の記録に焦点を当て、ワシントン条約取引データ、貿易統計データ、国内市場調査データ、および種の外来種のリスクに関するデータセットなど、複数のデータセットを組み合わせて動向を把握し、対象分類群の取引特性をより詳細に検証する。最後のセクションでは、日本の税関によって記録されたワシントン条約の附属書掲載の対象分類群種の差止記録をまとめるとともに、日本が目的地となっていた、海外で阻止された密輸事案についてもレビューを行なう。

本報告書の目的は、ペットとして取引される野生動物の主要な消費国として、日本における合法および違法な取引のデータを収集・分析し、市場の持続可能性を評価するとともに、

保全や社会への負の影響を排除するために見直しが必要な点を明らかにすることにある。

ワシントン条約および日本の野生動物国際取引を規制する法令

野生生物の国際取引を規制する、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」は、保護対象種を附属書I、附属書II、附属書IIIの3つのカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーに基づいて異なるレベルの取引規制を課している。附属書Iに掲載されている種は絶滅の危機に瀕しており、商業目的の国際取引は原則として禁止されている。附属書IIに掲載されている種は、必ずしも差し迫った絶滅の脅威にあるとはみなされていないが、取引が規制されなければその脅威が高まるおそれがある種であり、取引には輸出国の管理当局が交付した輸出許可書の提出が義務付けられている。附属書IIIに掲載されている種は、少なくとも一つの締約国において保護されており、その種の非持続的な取引や違法取引を防止するために他国の協力が必要とされるものであり、取引をするには輸出国の輸出許可書または原産地証明書の添付が必要となる。

ワシントン条約の締約国は、ワシントン条約附属書掲載種の許可制度を管理する国内の「管理当局」と、対象種の取引がその生存に及ぼす影響について助言する「科学当局」をそれぞれ指定する。日本では、経済産業省が管理当局であり、環境省が陸生動物種の科学当局である。さらに、日本税関が外国為替及び外国貿易法（外為法）および関税法に基づき、種の輸出入に対して実際の執行権限を有している。ワシントン条約附

属書掲載種を輸入する際、日本は輸出国の輸出許可書や原産地証明書の確認に加え、附属書I掲載種または生体については、経済産業省による輸入承認／事前確認を義務付けている。

附属書Iに掲載されている種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という）」の下でさらに国内での取引も規制されており、政府への公式な登録なしに国内で譲り渡しや商業目的の取引、販売目的の展示を行なうことは原則として禁止されている。

また、ワシントン条約の附属書掲載種を直接管理するものではないが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」も、感染症を蔓延させるリスクがあることが知られている陸生哺乳類や鳥類の輸入を規制している。霊長類、コウモリ、プレーリードッグ、タヌキなど、感染症を媒介するリスクが高い哺乳類の商業目的の輸入、および鳥インフルエンザの発生が確認されている国からの鳥類の輸入は原則として禁止されている（厚生労働省, 2025）。同法はまた、輸入前に輸出国の登録機関が発行した衛生証明書の提出および厚生労働省への届出を義務付けている（厚生労働省, 2024）。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」も、野生生物の輸入および取引を管理している（環境省, 2026b）。特定外来生物として指定されている種は、いかなる目的であっても、原則として輸入、取引、または飼養が禁止されている。未判定外来生物に該当する種や、特定外来生物に外見が類似している種についても、輸入前に経済産業省からの書類提出や通知の取得、あるいは種類名証明書の取得が義務付けられている（環境省, 2026a）。

1 手法

輸入量と輸入額： 国連貿易統計および財務省貿易統計

本調査の対象分類群（爬虫類、両生類、哺乳類および鳥類）の世界における日本の輸入金額規模を示すために、国連貿易統計（UN Comtrade）のデータベースを用いた。このデータベースには、世界的に標準化された6桁の数値システムで取引製品を分類する、統計品目番号（HSコード）ごとに集計された国際取引の記録がある。データは2025年6月から2026年5月の間に国連貿易統計のウェブサイト（<https://comtradeplus.un.org/>）から、以下の動物の生体のHSコードを対象に輸入額を抽出した。010611：哺乳類（霊長類）、010620：爬虫類、010631：猛禽類、010632：オウム目。なお、コード010631と010632は、いずれも鳥類として統合して集計した。

財務省が管理する日本の貿易統計も、日本に関連する貿易データをオンライン（<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>）で閲覧可能にしている。これには9桁のコードシステムを用いており、最初の6桁がHSコードに対応し、最後の3

桁が国内での利用目的のためにさらに細分化されたコードとなっている。財務省貿易統計には生体両生類のコードが存在し、国連貿易統計では入手できない一貫した輸入量のデータが存在するため、2026年5月に動物の生体を対象とした以下のコードを用いて輸入額および輸入量を抽出した。0106.11-000：霊長類、0106.20-010：爬虫類（ウミガメおよびリクガメ）、0106.20-020：爬虫類（ワニ目）、0106.20-031：爬虫類（トカゲ亜目）、0106.20-039：爬虫類（その他のもの）、0106.31-000：猛禽類、0106.32-000：オウム目、0106.90-011：両生類（無尾目）、0106.90-012：両生類（有尾目）、0106.90-019：両生類（その他のもの）。

規制対象種の輸入： ワシントン条約取引データ

2015年から2024年の間に日本が輸出入したワシントン条約附属書掲載種の取引データを、2026年3月に当該のウェブサイト（<https://trade.cites.org/>）からダウンロードした。記録

は取引品目（term）が「生体（live:liv）」、取引目的（purpose）が「商業目的（T）」であり、また記録単位（unit）が「個体数（number of specimens）」または空欄であるものに絞り込んだ。全体を通じて特に指定がない限り、取引量に関しては「輸入国報告量（importer reported quantity）」を使用した。これは、「輸出国報告量（exporter reported quantity）」には実際には使用されなかった輸出許可書に記載された数量も含まれている一方、輸入国報告量は実際の取引量をより正確に反映しているといえるからである¹。

加えて、附属書掲載種の分布情報も、Species+/CITES ChecklistのAPI（<https://api.speciesplus.net/>）を用いて取得した。本来の分布国・地域だけでなく、外来種として定着している国や地域も、その種が生息するといえるため情報を取得した。

市場調査

ワシントン条約取引データと、爬虫類および両生類種の国内市場との差異を検証するため、日本の国内市場調査から収集された以下のデータを使用した。

ウェブ検索簡易調査

ワシントン条約取引データから特定され、保全の観点から詳細に検証する必要があると判断された種について、Google

Chrome上でオンライン検索を行ない、それらの種の日本国内での販売広告の有無を確認した。情報の記載がある場合は、由来情報（野生／飼育下繁殖など）、輸出国／原産国、および価格に関する情報を記録した。検索は「種名＋販売／価格」を用いて行ない、検索結果の最初の5ページ（上位50件）に掲載されている販売広告を記録した。

爬虫類等の生体の展示即売会における実地調査

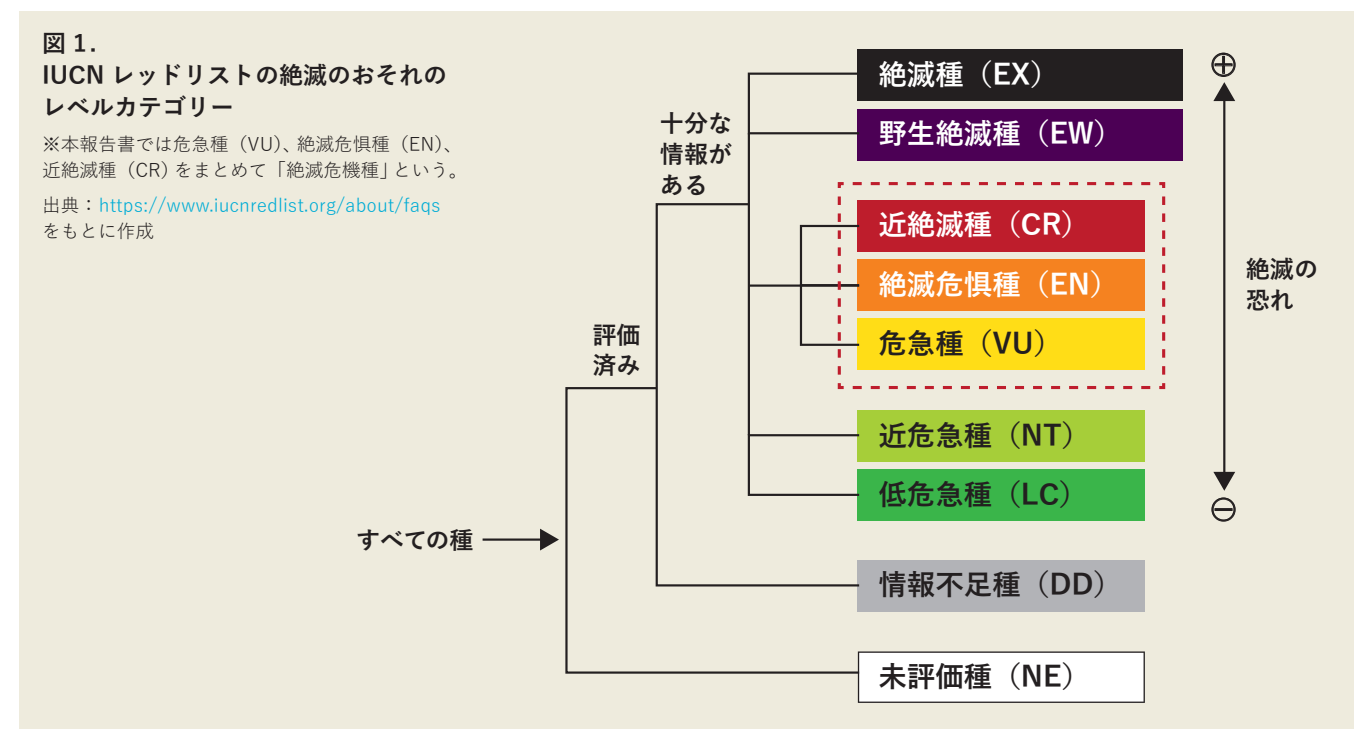
2025年10月に東京で開催された、爬虫類を中心とした生き物の展示即売会イベントにおいて取得した実地調査のデータを参照した。なお、種名は表示されていた通りに記録されており、専門家による識別は行なわれていない。

絶滅のおそれ：IUCNレッドリスト

国際自然保護連合のレッドリスト（IUCNレッドリスト）は、種を絶滅のおそれのレベルを評価しカテゴリー分けしている（図1）。本報告書で特定された種のIUCNレッドリストのカテゴリー情報を、2026年3月にAPI v4（<https://api.iucnredlist.org/>）を用いて取得した。評価がグローバル単位で行われている場合に、各種の最新の評価カテゴリーを取得した。また、より信頼性の高い種の分布情報のデータセットを作成するために、分布情報も入手可能な場合は取得し、ワシントン条約のSpecies+/CITES Checklistの分布情報と統合した。



©naturepl.com Edwin Giesbers WWF



1. 台湾はワシントン条約事務局に年次報告を提出していないため、輸入国側の報告と輸出国側の報告の対比ができない。

固有種の実産国における 法令規制の確認

日本が輸入した種のうち固有種として特定された種に関して、その生息国においてそれら種に講じられている法的規制を特定するため、ウェブ検索にて関連文献や情報を収集した。情報の正確性が不確実な場合は、該当する国の専門家に確認を行なった。

外来種の実スク

日本が輸入した種が、他国で外来種として記録されているかどうかを検証するため、外来種チェックリストの集計情報を含む「Global Register of Introduced and Invasive Species (GRIIS)」の国別概要 (Pagad et al., 2022)、およびIUCNの世界外来種データベース (<https://www.iucngisd.org/gisd/>) から確認が可能な、環境への影響に基づいて種の侵入性を異なるレベルに分類する「Environmental Impact Classification of Alien Taxa (EICAT)」を参照した。

さらに、特定の地理的地域において外来種化する可能性のある種を特定する意思決定支援ツールである「CABI Horizon Scanning Tool (CABI-HST: <https://www.cabi.org/Horizon-ScanningTool>)」を用いて、将来的に日本において外来種化する可能性のある種のリストを、2026年1月9日に「リスクのある地域」を「日本」に「種の分類群」を「脊椎動物」に設定して取得した。

違法取引

2020年から2024年の間に日本税関において差し止められたワシントン条約該当物品の輸入差止等実績を、2026年4月に財務省税関ウェブサイト (<https://www.customs.go.jp/miz-ugiwa/washington/washington.htm>) からダウンロードした。対象分類群の生体または死体を含む記録を抽出し、事件の発生日ごとに集計した。

加えて、日本以外の国・地域で発生したが、日本を目的地としていた密輸未遂事案に関して、野生動物の密猟や密輸に関する情報を四半期ごとに発行しているRobin des Boisの「On the Trail」(<https://robindesbois.org/en/a-la-trace-bulletin-dinformation-et-danalyses-sur-le-braconnage-et-la-con-trebande/>) の第28号から第48号までを確認することで情報収集した。前述の情報誌に記載されていない密輸未遂事案が

あるかを確認するために、「日本 野生生物 密輸」などの用語を用いたウェブ検索も2026年5月に実施した。

データの限界

ワシントン条約取引データベースは、附属書掲載種に関する情報しか含まれておらず、報告内容に間違いが含まれている可能性もあるため、国際的な野生生物取引の包括的な規模を完全かつ正確に記録しているものではない。国連貿易統計や財務省貿易統計のデータは国際取引全体の規模と経済的価値を示しているが、製品コードの粒度が低い (すなわち、種レベルではなく霊長類、爬虫類、オウム類といった分類に留まり、国連貿易統計に関しては両生類の具体的なコードはない)。さらに、取引金額が少額 (1件あたり20万円以下) の取引はデータベースに含まれていない。簡易市場調査は、日本における国内の野生生物取引の実際の規模のごく一部を示しているに過ぎず、表示された個体の種名が誤っている可能性もある。IUCNレッドリストの評価の中にはアップデートが必要な情報もあり、種の現在の絶滅のおそれのレベルを正確に表していない場合がある。外来種の実スクに関するデータは、各分類群の研究リソースのレベルに偏りがある可能性が高く、またデータベースに記録されるまでにタイムラグが存在する。さらに、差止・押収記録は密輸の実敗事案のみを含んでおり、密輸の実際の規模を示している訳ではない。

上記のように本調査で用いたデータには様々な欠点・留意点があるものの、多様な情報源を統合することで、近年の日本における野生動物の生体取引の特性を明らかにするとともに、改善が必要な側面を明らかにし、関係するステークホルダーが責任ある行動をとるにあたって必要な参考情報を導き出せると考え、本調査のデータとして利用した。

2 結果

2.1 概要

本調査は、特に2020年から2024年までのワシントン条約附属書に掲載されている爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類種の生体に焦点を当て、日本の関与する合法および違法な取引データを検証した。その結果、日本の野生生物取引規模は大きく、かつ複雑であり、世界的に見ても重要な消費大国であることが明らかになった。合法で持続可能な取引を実現し、生物多様性の回復に貢献するためには、取引の透明性の確保、適切な規制、および国際協力を強化することが不可欠である。



1. 主要な消費市場としての日本

- 輸入量が輸出量を大幅に上回っているほか、世界的にも輸入量上位に位置し、日本は野生生物輸入大国であることが改めて浮き彫りになった。
- 輸入した種・分類群の数が多い：
 - » 爬虫類：407分類群、498,478個体
 - » 両生類：74種、43,214個体
 - » 哺乳類：20分類群、28,380個体
 - » 鳥類：206分類群、11,972個体
- 特に爬虫類と両生類においては、2020年以降に輸入量が著しく増加した。

2. 深刻な保全上の懸念

- 日本は多くの絶滅危機種を輸入：
 - » 爬虫類：120種の絶滅危機種(204,613個体)
 - » 両生類：30種の絶滅危機種(4,624個体)
 - » 鳥類：23種の絶滅危機種(2,694個体)
- 日本が輸入した種の多くが単一の国にしか生息しない固有種であった。
- 一部の固有種は生息国で保護されているにもかかわらず、分布域外の国(非生息国)で流通している。

3. 野生由来の個体への依存

- 日本が輸入した多くの個体は飼育下繁殖個体であったが、一部の輸出国は野生から捕獲された個体に過度に依存している：
 - » マダガスカル(爬虫類、両生類)
 - » ガイアナ(ヘビ亜目、鳥類)
 - » コンゴ民主共和国(トカゲ亜目の種)
- これは、特定された分類群において安定した飼育下繁殖技術が確立していないことを示しており、特に固有種において、野生個体群に対する直接的な捕獲圧への懸念を生じさせている。

4. データの不一致とトレーサビリティの課題

- ワシントン条約取引データと国内市場の調査結果との間に不一致が存在する：
 - » 輸入記録がない種が販売されている
 - » 由来に矛盾がある、または情報が提示されていない
 - » 野生由来の個体を飼育下繁殖個体として由来を偽って取引(ロンダリング)している可能性がある
- トレーサビリティが確保されていないため、取引の合法性と持続可能性を検証することができない。

5. ワシントン条約の限界

- ワシントン条約は日本の国内市場で取引されている種の一部しか規制していない：
 - » 爬虫類および両生類の輸入量のうち、附属書に掲載されているのは約30～40%に過ぎない
 - » 国内市場調査では、絶滅危機種を含むワシントン条約附属書非掲載種が多数取引されている

6. 違法取引と執行の課題

- 2020年から2024年の間に、日本の税関において少なくとも20件、合計1,209頭のワシントン条約附属書掲載種の差し止めが行なわれた。
- 密輸の傾向：
 - » 商業航空の貨物を利用した大量の爬虫類や両生類の密輸
 - » 旅客の手荷物からは高値で取引される哺乳類や鳥類
- 海外の摘発事案からは、日本が野生生物の密輸ネットワークの目的地となっていることを示唆する事案が確認された。

7. 新たなリスクの顕在化

- ペットの遺棄や脱走による外来種のリスク(例：カメ目、イグアナ、ヘビ亜目)。
- 違法な野生生物取引による、人獣共通感染症による公衆衛生上のリスク。

提言の概要

日本政府、輸出国政府、および国際機関に向けて

- サプライチェーンの合法性検証を強化すること
- 取引に関わる国家間の協力とデータ共有のレベルを向上させること
- ワシントン条約附属書掲載種以外のモニタリング体制を整えること
- トレーサビリティシステムの義務化を検討すること

事業者に向けて

- 取り扱う動物の原産国や輸出国、由来などの正確な情報を提示すること
- 由来が不明確な個体や保全上の懸念の高い種の調達を避けること

消費者に向けて

- 購入前に合法性と持続可能性を検証すること

2.2 背景

日本における動物の生体の輸入動向概要(2015-2024)

分類群別の輸入量

ワシントン条約取引データベースを用いて、2015年から2024年の間に日本が輸入した動物の分類群別の生体輸入総量を表1に示す。爬虫類の輸入量が最も多く、次いで条鰭綱、両生類、哺乳類、鳥類の順であった。条鰭綱の分類群の多くは日本国内で食用として取引されている種(例：ヨーロッパウナギ *Anguilla anguilla* やコチョウザメ *Acipenser ruthenus*)であり、本調査の目的には合致しなかった。そのため、上位5分類のうち他の4分類、すなわち爬虫類、両生類、哺乳類、鳥類を以下調査対象として選択した(対象分類群)。

表1. 2015年から2024年までに日本が商業目的で輸入したワシントン条約附属書掲載の野生動物の生体総輸入量(単位：個体数)

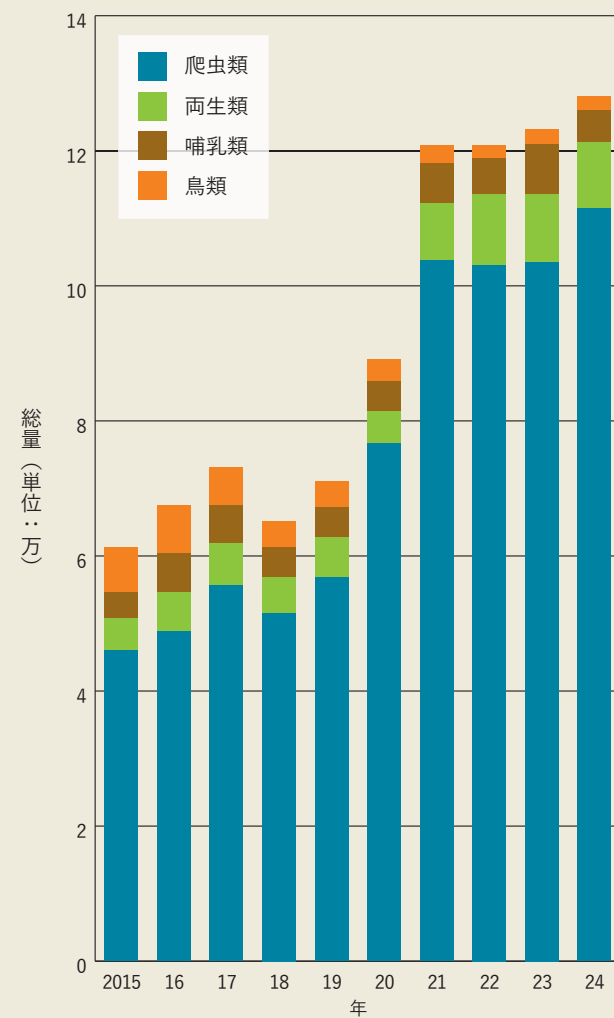
分類群	輸入個体数
爬虫綱	757,213
条鰭綱	116,729
両生綱	70,852
哺乳綱	52,969
鳥綱	39,220
ヒル綱	24,475
クモ綱	9,045
板鰓綱	8,581
花虫綱	1,520
肺魚綱	1,470
二枚貝綱	1,324
昆虫綱	206
頭足綱	10

対象分類群の輸入動向概要

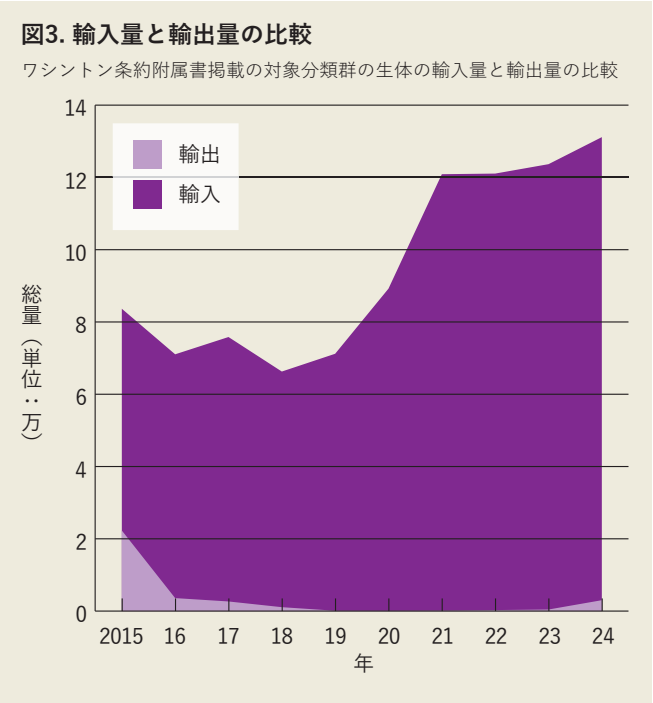
2015年から2024年の期間を通じて爬虫類の輸入割合が最も高く、その量は特に2020年以降に増加傾向を示した(図2)。両生類は2021年以降に輸入量が増加した一方で、鳥類の輸入は2019年頃から徐々に減少した。哺乳類の輸入量に大きな変化は見られなかった。

図2. ワシントン条約 分類群別輸入量

ワシントン条約附属書掲載の対象分類群(爬虫類、両生類、哺乳類、鳥類)の生体の輸入量の推移



対象分類群の動物の生体の日本への輸入量と日本からの輸出量の比較から（図3）、輸入量は輸出量よりもはるかに多く、日本が野生動物の輸入において重要な役割を果たしていることが改めて浮き彫りになった。

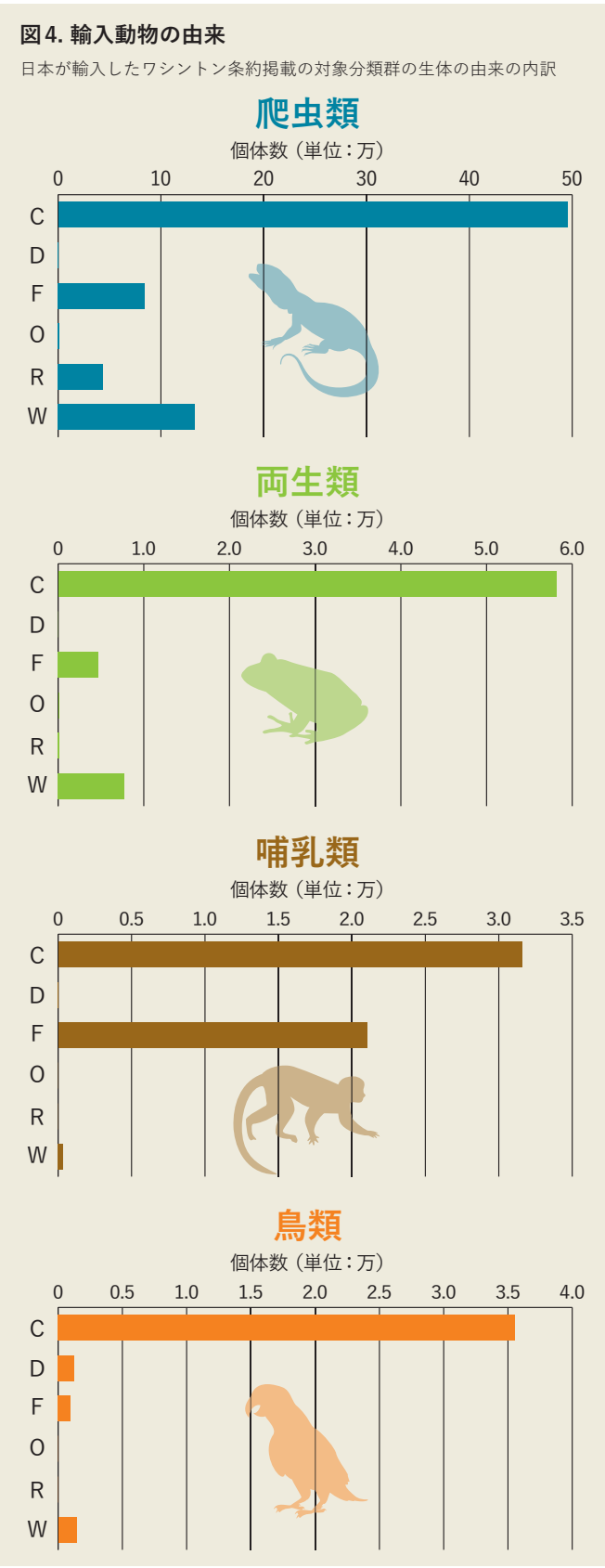


ワシントン条約取引データには、取引された野生生物がどこから来たのかを説明する「由来」の情報が含まれており、種、輸出国、輸入国、原産国間の特性や、特定の種における由来の傾向の変化を分析することができる。本調査で特定された由来コードを表2に示す。

表2. ワシントン条約で用いられ、本報告書でも使われている由来コード

由来コード	説明	定義
C	飼育下繁殖	飼育下で繁殖された動物で、ワシントン条約決議10.16「飼育下繁殖」の要件を満たす個体
D	飼育下繁殖	附属書I 掲載の動物のうち商業目的で飼育下繁殖される個体
F	飼育下生まれ	飼育下で生まれた動物（F1またはそれ以降の世代）で、ワシントン条約決議10.16の「飼育下繁殖」の要件は満たさない個体
O	条約適用前	条約の規定が適用される前に取得した個体
R	ランチング	管理された環境で飼育された動物のこと。卵や幼生として野生から持ち出され、そうでなければ成体まで生き延びる可能性が極めて低かった個体
W	野生捕獲	野生から捕獲された個体

日本が2015年から2024年の間に輸入したワシントン条約附属書掲載種の対象分類の生体の個体の由来は、飼育下繁殖個体（C）がすべての対象分類群において最も高い割合を占めていた（図4）。しかし、哺乳類では飼育下で生まれた個体（F）の割合も高く、爬虫類と両生類では野生から捕獲された個体（W）が2番目に多くになっていた。



2.3 日本の爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類の輸入の詳細な動向

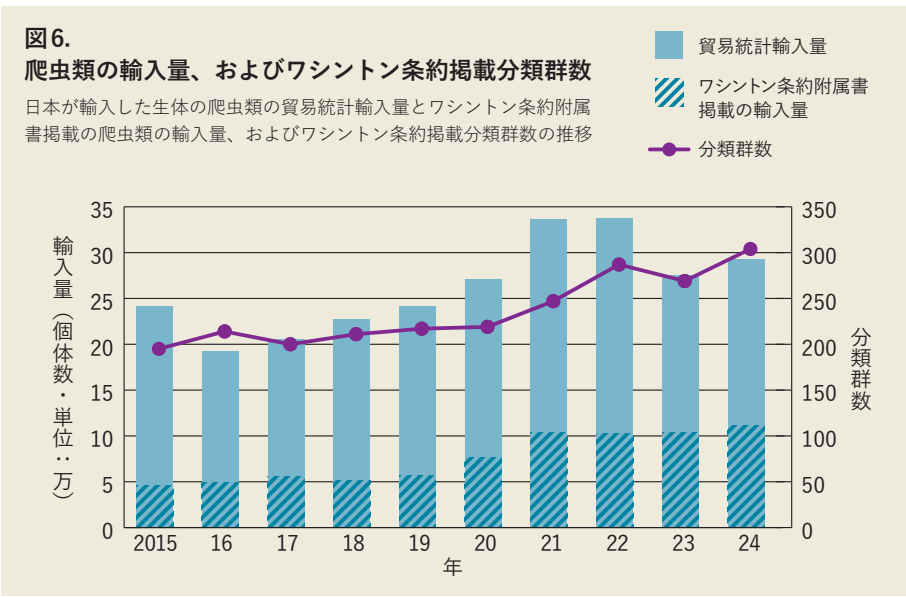
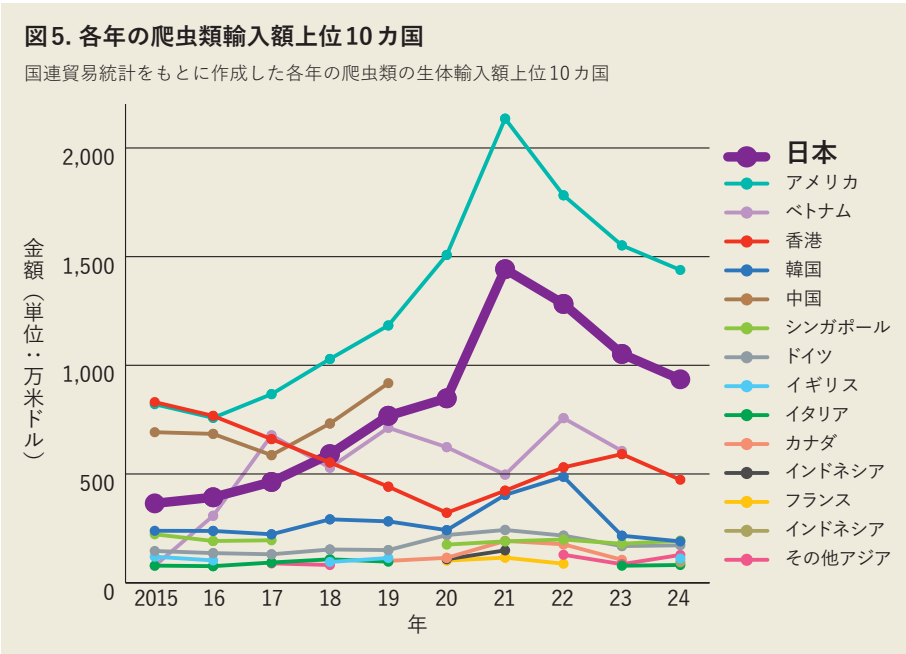
爬虫類

概要

国連貿易統計のデータベースから抽出された、2015年から2024年までの期間における爬虫類（ワシントン条約附属書非掲載種を含む）の各年の生体輸入量上位10カ国の輸入金額を図5に示す。強調（紫太線）されているように、日本の輸入額は2020年以降、米国に次いで2番目に高い水準を維持しており、2021年には14,422,599米ドル（約22.8億円）でピークに達した。

財務省の貿易統計から抽出された爬虫類の総輸入量と、ワシントン条約附属書掲載の爬虫類種の輸入量との比較を図6に示す。貿易統計の輸入量およびワシントン条約附属書掲載種の輸入量はともに増加傾向を示しているが、貿易統計の輸入量は2023年に一度減少し、2024年に再び増加している。日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種数・分類群数は増加傾向を示しているが、ワシントン条約の附属書に掲載される種数自体が年々増加する傾向にあることを考慮すれば、これは驚くべきことではない。しかし、貿易統計の輸入量も増加しているため、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量の増加は、単に掲載種が増えたという要因だけではないと考えられる。

この結果はまた、ワシントン条約が爬虫類種の輸入を網羅的にはカバーしていない実態も示している。2015年から2024年の期間を通じて、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量が貿易統計の総輸入量の40%を超えることは一度もなかった（日本の貿易統計では2024年に293,157個体の輸入があったが、ワシントン条約附属書掲載種の輸入は111,501個体にとどまり、最大でも総輸入量の38%であった）。



2020年から2024年の間に日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種

2020年から2024年の間に、日本は計407の爬虫類分類群（392種、1亜種、14属²）、合計498,478個体のワシントン条約附属書掲載種を輸入しており、輸入個体数でみると世界第3位となっている（表3）。特定された輸入分類群数および原産国数（61カ国）は、上位5つの輸入国のうちで最も高かった。日本は世界中の国々から多様な爬虫類種を輸入する国として、重要な役割を果たしているといえる。

2. 498,478個体のうち、466個体（0.0093%）が種ではなく属として記録されていた。

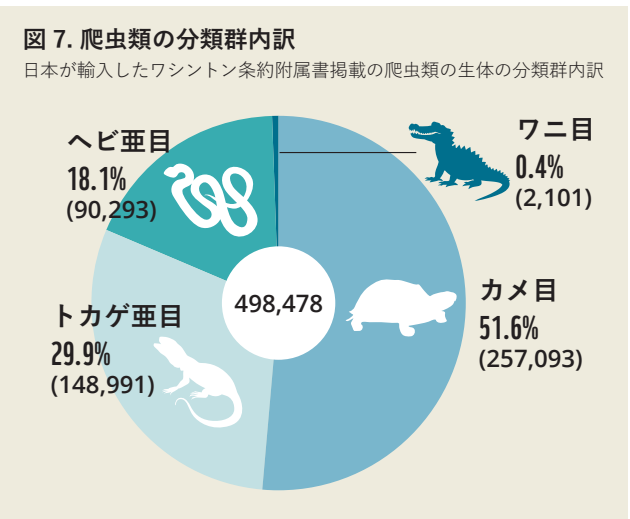
表3. ワシントン条約附属書掲載の爬虫類の生体輸入上位5カ国（2020–2024）

順位	国	輸入個体数	輸入分類群数	輸出国数	原産国数
1	香港	1,762,007	184	51	37
2	アメリカ	1,299,781	299	59	46
3	日本	498,478	407	57	61
4	ドイツ	345,668	115	31	11
5	インドネシア	303,427	113	48	31

分類群

2020年から2024年の間に日本が輸入した498,478個体の爬虫類のうち、半数以上がカメ目（リクガメ類、淡水ガメ類、ウミガメ類を含む）に属しており（51.6%）、次いでトカゲ亜目（イグアナ類、ヤモリ類、オオトカゲ類、カメレオン類、スキנק類等を含む）が29.9%、ヘビ亜目が18.1%、ワニ目が0.4%であった（図7）。

輸入量が最も多かった種はクサガメ *Mauremys reevesii*（97,412個体）であり、次いでボールパイソン *Python regius*（61,723個体）、ヘルマンリクガメ *Testudo hermanni*（26,885個体）、ギリシャリクガメ *Testudo graeca*（23,709個体）、エボシカメレオン *Chamaeleo calypttratus*（19,449個体）であった。



ヘルマンリクガメ *Testudo hermanni*
日本が2020年から2024年の間に輸入した爬虫類の中でも輸入量が3番目に多い種。

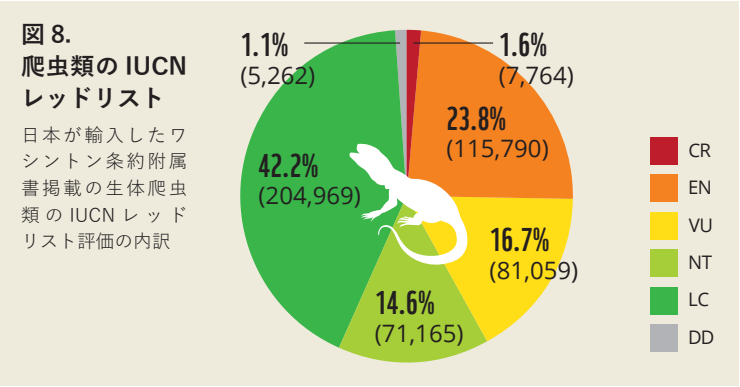
附属書

特定された407の爬虫類分類群のうち、6分類群がワシントン条約の附属書Iに、364が附属書IIに、38が附属書IIIに掲載されていた³。カメ目を除くすべての目では、附属書II掲載種が圧倒的多数を占めていた。カメ目では、附属書IIIに掲載されているクサガメの輸入数量が最も多いため、輸入の大部分を附属書III掲載種が占めていた⁴（257,093個のカメ目個体のうち101,541個体、39.5%）。

3. 合計の分類群数は408となる。これは、2020年から2024年の間にインドパイソン *Python molurus* の分類の変更により附属書のレベルに変更が加わったためである。
4. クサガメは2005年に中国により附属書IIIに掲載された。

IUCNレッドリスト

種または亜種レベルで特定された393種の爬虫類のうち、380種がIUCNレッドリストの評価を受けており、そのうち120種が絶滅危機種、すなわち近絶滅種（CR）、絶滅危惧種（EN）、または危急種（VU）に選定されていた。IUCNレッドリストで評価されていた総個体数は486,009個体であり、そのうち204,613個体（42.1%）が絶滅危機種に分類されていた（内訳はCR：7,764個体、EN:115,790個体、VU:81,059個体）（図8）。



輸入ルートと特徴

輸出国

日本が輸入した爬虫類の主要な輸出国は、各分類群によって異なっていた。カメ目に関しては、東アジア、中央アジア、および中東の国・地域が大部分を占めていたが、トカゲ亜目ではアフリカの国々が多く見られ、ヘビ亜目では米国や欧州の国々の存在感が大きかった（表4、図9-11⁵）。

ワニ目については、大部分が台湾から輸出されていた（2,028個体）。ただし、過去10年間に同様の取引パターンが観察されていないため、この記録の解釈には注意が必要である。日本国内では「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、ワニ目の愛玩（ペット）目的での飼養が原則として許可されていないため、輸入された個体に報告エラー（例：革製品が誤って生体として輸入されたなど）がある可能性がある。

5. 図9-11は、日本と輸出国・地域の取引量が上位25%以上の取引ルートを示しており、その量を下回る取引ルートは含まれていない。また、ワニ目の取引ルートは、記録の正確さが確かめられなかったため取引図は作成されなかった。

表4. 爬虫類の目・亜目ごとの日本への輸出国上位10カ国

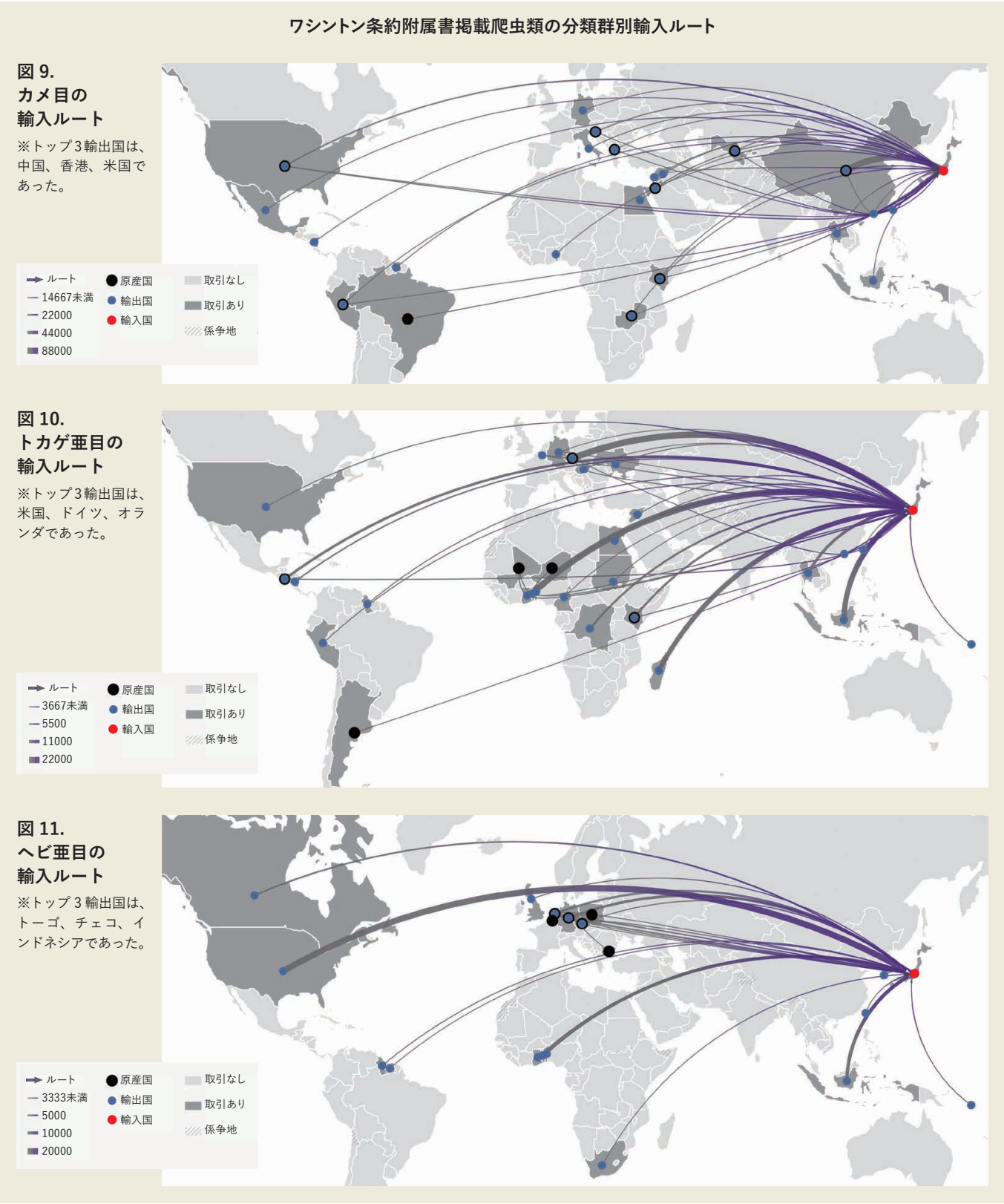
順位	カメ目		トカゲ亜目		ヘビ亜目		ワニ目	
	輸出国	輸出量	輸出国	輸出量	輸出国	輸出量	輸出国	輸出量
1	中国	88,300	トーゴ	26,207	アメリカ	19,814	台湾	2,028
2	香港	37,261	チェコ	22,731	ドイツ	16,254	ベトナム	20
3	アメリカ	21,388	インドネシア	18,718	オランダ	11,686	ガイアナ	12
4	スロベニア	18,809	マダガスカル	16,796	インドネシア	11,229	シンガポール	10
5	ウズベキスタン	15,200	タイ	10,265	トーゴ	10,777	アメリカ	10
6	ザンビア	10,402	エルサルバドル	8,878	チェコ	6,628	ドイツ	7
7	ヨルダン	9,010	ケニア	7,623	カナダ	5,130	タイ	7
8	トーゴ	8,686	コンゴ民主共和国	7,256	ガイアナ	1,407	ペルー	6
9	インドネシア	8,433	ニカラグア	4,897	イギリス	1,348	香港	1
10	レバノン	6,655	ドイツ	3,943	ベナン	946		

アジア 南北アメリカ アフリカ ヨーロッパ

地域区分は国際連合の地理区分(United Nations Geographic Scheme: <https://unstats.un.org/unsd/methodology/m49/>)に従った。

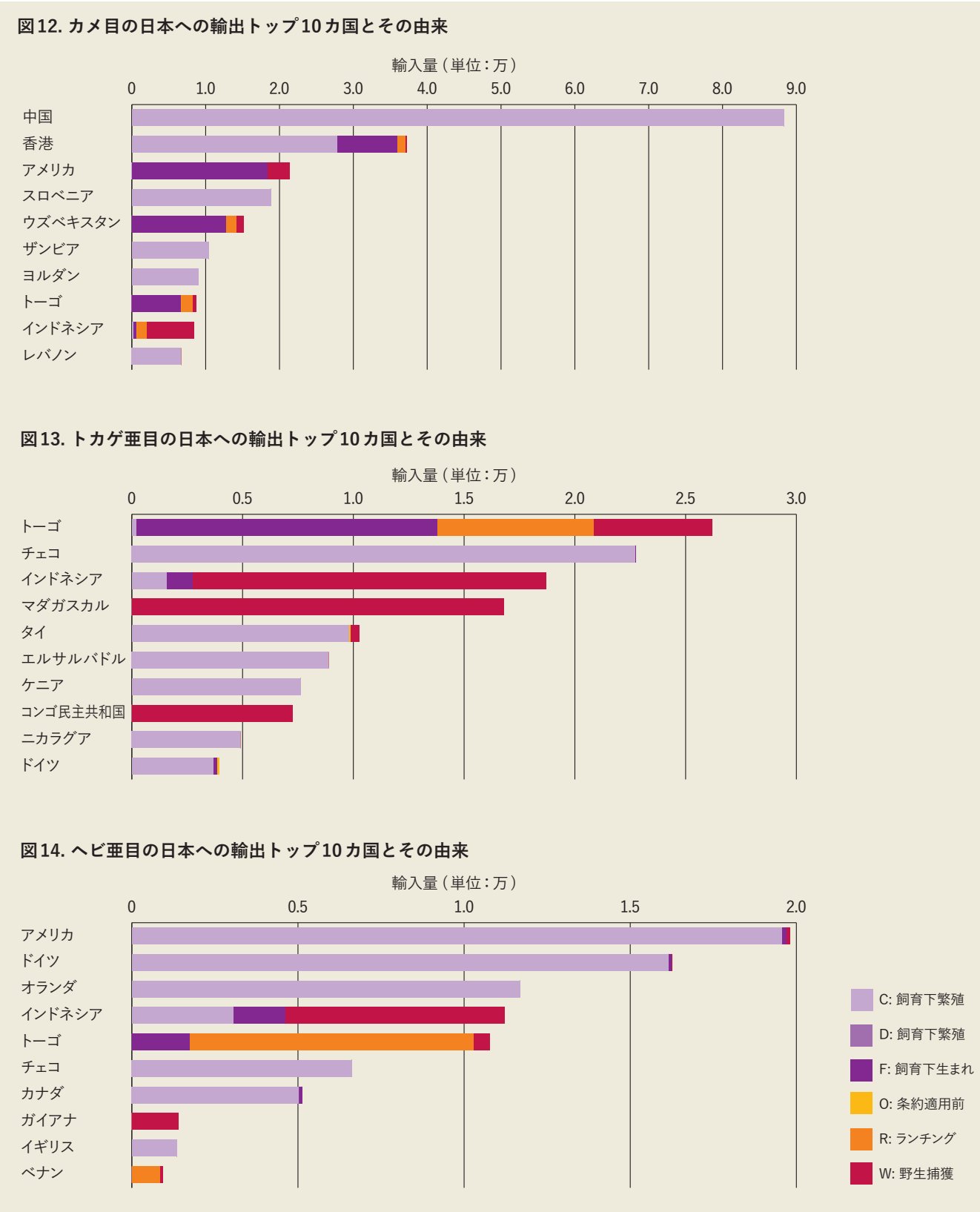
再輸出／原産国

日本が輸入した爬虫類のうち、約13.6% (67,896個体) が再輸出、つまり原産国から経由国を通じて最終的に日本に輸出されたものであった。香港が最も高い再輸出力 (35,483個体、52.3%) を記録し、主要な中継地としての役割を果たしていた。その大半はカメ目に属し、中国 (12,913個体) および北マケドニア (4,987個体) を原産国としていた。ドイツもトカゲ亜目およびヘビ亜目を中心に高い数量 (10,554個体) を再輸出しており、その大部分はオランダ (6,168個体) やチェコ (2,012個体) など、他の欧州諸国を原産国としていた。



主要な輸出国と由来

マダガスカルおよびコンゴ民主共和国から日本に輸出されたトカゲ亜目のすべての個体、ならびにガイアナからのヘビ亜目のすべての個体は、野生から捕獲されたものであった。インドネシアも、飼育下繁殖個体よりも野生由来個体の割合が高かった。一方でトーゴについては、3つの分類群 (カメ目、トカゲ亜目、ヘビ亜目) すべてにおいて、飼育下で生まれた (F) またはランチング個体が輸出の大半を占めていた (図12-14)。





オオヒルヤモリ
Phelsuma madagascariensis
色の鮮やかさが愛好家に人気のマダガスカル固有のヤモリ。

注視すべき取引動向

中国から、飼育下繁殖された絶滅のおそれのあるカメ目の大量輸出

中国は日本に16の爬虫類種を輸出しており、そのうち15種がカメ目に属し、すべて絶滅危機種であった。これらは合計88,300個体にのぼり、すべて飼育下繁殖個体であった。15種のうち10種は中国の在来種であり、残りの5種は他の東アジア諸国または北米を原産とする種であった(補足資料 表1)。

中国の輸出の大部分は、クサガメ(81,415個体、IUCNレッドリスト:EN)およびミナミシガメ *Mauremys mutica* (4,539個体、IUCNレッドリスト:CR)で占められており、これらを合わせると97.3%に達した。さらに香港からは、中国を原産国とするクサガメが12,147個体再輸出されていた。したがって、2020年から2024年の間に、直接または経由国を通じて、中国から日本へ計93,562個体のクサガメが輸出されたことになる。

2015年から2019年までのワシントン条約輸入記録を確認したところ、日本が中国または香港を輸出国／原産国として輸入したクサガメは26,986個体であり、2020-2024年の期間における同種の輸入量は、前の5年間で比較して3倍以上に増加したことを示している。ミナミシガメについては、2015-2019年の期間中に中国または香港を輸出国／原産国として日本に輸入されたのはわずか66個体であった。

日本国内において、これらの種が食用として消費されていることは知られておらず、いずれの種も国内のペット市場の需要を満たすために輸入されたと考えられる。これらの種のオンライン販売広告は容易に見つけることができ、クサガメの一部は数千円という安値で、ミナミシガメ(亜種ミナミシガメ *Mauremys mutica mutica* およびヤエヤマイシガメ *Mauremys mutica kami*を含む)は数千円から2万円程度で広告されていた。

上記2種以外に、IUCNレッドリストで絶滅危惧種(EN)に指定されているヒラセガメ *Cuora mouhotii* についても、日本は2020年から2024年の間に中国から合計440個体を輸入していた。



ヒラセガメ *Cuora mouhotii*
IUCNレッドリストで絶滅危惧種(EN)に選定されているカメ。日本は2020年から2024年の間に本種を440個体輸入した。

他の消費国にも影響を与えているトーゴからのボールパイソンの輸入

2020年から2024年の間に日本が輸入した90,293個体のヘビ亜目のうち、約70%がボールパイソン(61,723個体)であった。米国からの輸出は主に本種で構成されており、19,224個体(すべて飼育下繁殖個体)と全体の97%を占めていた。オランダとドイツも大量にこの種を日本に輸出しており、それぞれ11,532個体と10,596個体であり、その大部分が飼育下繁殖個体であった。本種の分布域であるトーゴからは10,111個体が輸出され、その由来はランシング、飼育下生まれ、野生由来がそれぞれ8,290個体、1,701個体、120個体であった。

さらに、2020年から2024年の間のトーゴ産ボールパイソンの輸出先を確認したところ、最大の輸出先は米国(232,868個体)であった。なお、同期間に米国から輸出されたボールパイソンの最大の輸入国は日本であった。これは日本の需要が、他の消費国が原産国から本種を輸入する動機を部分的に高めている可能性を示唆している。

日本に輸入された固有種

特定された393の爬虫類種・亜種のうち、172種(43.8%)が一つの国にしか生息していない種(以下「固有種」という⁶⁾)であった。固有種の生息国として最も多かったのはマダガスカル(50種)であり、次いでオーストラリア(46種)、インドネシア(16種)、米国(11種)、メキシコ(9種)が主要な生息国として挙げられる。

マダガスカルの野生由来の固有種カメレオンおよびヤモリ

マダガスカルは43のトカゲ亜目の種を日本に輸出しており、そのうち37種がマダガスカルの固有種であり、さらにそのうちの9種がIUCNレッドリストで絶滅危機種に指定されていた。37の固有種のうち、28種(計7,128個体)はマダガスカルのみから輸出されており、それらはすべて野生由来の個体であった。ウェブ検索簡易調査を行なったところ、これら28種のうち23種の販売広告が見つかり、価格は一個体あたり8,800円～128,000円、平均価格は43,549円であった(補足資料 表2)。広告内では個体の由来が記載されていないことが多かったが、由来情報が入手できた記録においては、シュトンプフヒメカメレオン *Brookesia stumpffi* の一個体を除き、すべての個体が野生由来として広告されていた。したがって、これらの種においては飼育下繁殖技術が確立されておらず、市場の需要を満たすために野生個体群に捕獲圧がかかっているといえる。



6. 本報告書では、一つの国にのみ生息する種を「固有種」として定義しており、必ずしも限られた地域内の特徴的な環境にのみ生息する種を示すものではない。

ツノヒメカメレオン *Brookesia superciliaris*
マダガスカル固有のカメレオン。日本が2020年から2024年にかけて輸入した本種は全て野生から捕獲された個体であった。



イエローツリーモニター *Varanus reisingeri*
本種はIUCNレッドリスト上ではデータ不足で絶滅のおそれを評価できないとされているが、国際ペット取引が種への脅威となっている可能性が指摘されている。日本では一個体平均208,560円で広告されていた。

絶滅のおそれのあるインドネシアの固有トカゲ

インドネシアは10のトカゲ亜目の固有種を日本に輸出しており、そのうち8種はインドネシアのみから輸出されていた。マダガスカルとは異なり、これら8種（計719個体）はすべて飼育下繁殖（C）または飼育下で生まれた（F）個体のいずれかであった。しかし、IUCNレッドリストにおいて、これらすべての種が絶滅危機種またはデータ不足（DD）として指定されており、そこには近絶滅種（EN）である、イエローヘッドモニター *Varanus melinus*（223個体）、ピーコックモニター *Varanus auffenbergi*（94個体）、およびトーチモニター *Varanus obor*（3個体）が含まれていた（補足資料 表3）。ウェブ検索簡易調査では、これら8種すべての販売広告が見つかり、1個体あたりの価格は49,800円～680,000円、平均価格は144,995円であった。

なお、コルデンシスツリーモニター *Varanus kordensis* の販売広告において、2020年6月入荷と記載のあるインドネシアからの野生由来の個体を確認した。しかし、ワシントン条約の取引記録において本種の野生由来個体の最後の日本への輸入記録は1997年である。この入荷時期は、個体が店舗に到着した時期を示しているだけであり、輸入された月ではない可能性がある。しかし、最後に日本が野生由来の本種の個体を輸入したのは30年ほど前にさかのぼること、およびコルデンシスツリーモニターの寿命は長くとも14年程度と考えられていること（Myhrvold et al., 2015）を考慮すると、近年輸入された個体には虚偽の由来コードが使用されている可能性がある。

生息国で保護されているが国際取引されている種

特定された固有種の中には、その生息国の国内法によって保護されているものがあり、それらの中でも顕著な例を以下に示す。

オーストラリア

特定されたオーストラリアの46の固有種（計3,859個体）はすべて、オーストラリア以外の国々から日本に輸出されていた。チェコとドイツがこれらの種の主要な輸出国であり、これら固有種の個体数の77.7%（チェコ：1,705個体、ドイツ：1,294個体）を占めていた。条約適用前であることを示す由来コード「O」は、46種のうち12種（計76個体）で確認された。オーストラリアには固有種の捕獲および輸出を厳格に規制する法律が存在し、承認された公式プログラムの組織のみが商業目的で種を取引することが許可されている（DCCEEW, 2025）。46の固有種のうち、18種は過去（ワシントン条約が施行された1975年から最新のデータが取得できた2024年の間）にオーストラリアから輸出された、またはオーストラリアを原産地として輸出されたとする記録があったが、残りの28種については過去にオーストラリアからの輸出記録が一切存在しなかった（補足資料 表4）。



オーストラリアの固有種であるサメハダタマオヤモリ *Nephruerus asper* のように、ワシントン条約データベース上にオーストラリアが他国へ輸出した記録が一切存在しない種も含まれていた。

ベトナム

国内法によって商業取引が禁止されている（N. Ngo et al., 2022）トカゲモドキ属（*Goniurosaurus*）に属する3つの固有種（フーリエントカゲモドキ *Goniurosaurus huuliensis*（CR）、スベノドカゲモドキ *Goniurosaurus lichtenfelderi*（VU）、カットバトカゲモドキ *Goniurosaurus catbaensis*（CR））のすべてが、チェコから輸出されていた（計33個体、すべて飼育下繁殖個体）。ワシントン条約取引データベース上で、これら3種はいずれも過去にベトナムから輸出された記録が存在しなかった。

中国

中国からは6つの固有種が特定されたが、これらはすべて中国以外の国々から日本に輸出されていた。6つの固有種は、ハコガメ属（*Cuora*）に属する3種（コガネハコガメ *Cuora aurocapitata*、マッコードハコガメ *Cuora mccordi*、シェンシーハコガメ *Cuora pani*（すべてCR））と、トカゲモドキ属（*Goniurosaurus*）に属する3種（ハイナントカゲモドキ *Goniurosaurus hainanensis*、パワンリントカゲモドキ *Goniurosaurus bawanglingensis*（EN）、インデトカゲモドキ *Goniurosaurus yingdeensis*（CR））であった。これらはすべて、中国国内での商業目的の捕獲および取引を厳格に規制する国内法によって保護されている（Chen et al., 2023）。ほとんどの個体はタイから輸出されており、全体の93.4%（3,886個体のうち3,630個体、すべてハイナントカゲモドキの個体）を占めていた。ドイツは4種（21個体）、チェコは3種（211個体）を輸出していた。6種のうち4種（ハイナントカゲモドキ、パワンリントカゲモドキ、インデトカゲモドキ、およびコガネハコガメ）は、過去にワシントン条約取引データベース上で中国からの輸出記録、または原産国が中国として特定された記録が存在しなかった。

メキシコ

メキシコの9つの固有種のうち8種が、メキシコ以外の国々から輸出されていた（145個体）。そのうち台湾が最も多く輸出していることが特定された（トギレトゲオイグアナ *Ctenosaura hemilopha* 76個体、およびサラドロガメ *Kinosternon integrum* 10個体）。チェコとドイツはそれぞれ3種（チェコ：23個体、ドイツ：12個体）を輸出していた。8種のうち5種（デッピーキノボリアリゲータートカゲ *Abronia deppii*（EN）、マダラキノボリアリゲータートカゲ *Abronia taeniata*（VU）、トギレトゲオイグアナ、ハーレアドロガメ *Kinosternon herrerae*、およびサラドロガメ）は、現在メキシコの「NOM-059-SEMAR-NAT-2010」に基づいて規制されており、保護および管理措置の対象となっている。いかなる利用や商業取引も、該当する場合は合法的な由来の証明を含むメキシコの野生生物法に準拠し、承認を取得することが義務付けられている（SEMAR-NAT, 2010）。8種のうち4種（サンエステバントゲオイグアナ *Ctenosaura conspicuosa*（VU）、ハーレアドロガメ、サラドロガメ、およびカンペチェトゲオイグアナ *Cachryx alfredschmidtii*）は、過去にワシントン条約取引データベース上でメキシコからの輸出記録、または原産国がメキシコとして特定された記録が存在しなかった。

市場調査とワシントン条約取引データの差異

2025年10月18日に東京の展示即売会で実施された実地調査において、計6,087個体、648の爬虫類分類群 (505種、111亜種、21属、7科・亜科、4目・亜目)が特定された。

輸入記録のないワシントン条約附属書掲載種

実地調査の記録には、313のワシントン条約附属書掲載種 (計 3,277 個体) が含まれていた。しかし、同即売会で販売されていたワシントン条約掲載の爬虫類 17 種については、過去に日本が輸入した記録が一切存在しなかった。17種のうち11種は2022年以降にワシントン条約に掲載された種であり、これは実地調査で確認された個体が条約適用前に輸入されたか、あるいは2024年以降に輸入されたため、輸入記録がワシントン条約データベース上でまだ公開されていない可能性を示している。

残りの6種は、ミミナシオオトカゲ *Lanthanotus borneensis* (5個体)、マサイヨロイトカゲ *Cordylus beraduccii* (3個体)、クラークトゲオイグアナ *Ctenosaura clarki* (5個体)、オアハカトゲオイグアナ *Ctenosaura oaxacana* (2個体)、フィエラヘラオヤモリ *Uroplatus fiera* (2個体)、およびチョーイトカゲモドキ *Goniurosaurus zhoui* (1個体)であった。

ミミナシオオトカゲの由来に関する違法性の可能性については、過去に何度も提起されている (Nijman, 2021; Nijman & Stoner, 2014)。本種は生息国であるインドネシアで厳格に保護されているため、公式な輸入記録が一切ないまま日本国内で取引されることは理論上不可能であるためである。クラークトゲオイグアナとオアハカトゲオイグアナについては、いずれも2019年に附属書IIに掲載されたため、即売会で販売されていた個体は条約適用前に輸入された可能性があるが、これらの種はメキシコ国内で「NOM-059-SEMARNAT-2010」の下で保護されている。即売会で販売されていた個体は日本国内での飼育下繁殖個体であると記載があったが (クラークトゲオイグアナの2個体については由来情報がなかった)、そもそもこれらの種がどのようにして日本に入国したのか、その合法性に関する懸念は残る。2019年に掲載された中国の固有種であるチョーイトカゲモドキについても同様であり、本種は生息国である中国で保護されている。

マサイヨロイトカゲは2002年に公式に新種記載された種であり、本種はケープヨロイトカゲ *Cordylus cordylus* や他のヨロイトカゲ属 (*Cordylus spp.*) といった異なる種名、古い種名や上位の分類群名で輸入された可能性がある。フィエラヘラオヤモリはマダガスカル固有種であり、2005年に掲載された。本種についても、異なる種名 (例：エベノーヘラオヤモリ *Uroplatus ebenau* など) で輸入された可能性がある。

ワシントン条約附属書非掲載種

即売会で確認された総計6,087個体のうち、計335種 (46亜種を含む) の計2,810個体 (全体の46.1%) は、ワシントン条約附属書非掲載種であった。

ワシントン条約非掲載種の中には、IUCN レッドリストにおいて絶滅危機種に選定されている20種が含まれており、そのうち14種がヤモリ下目 (*Gekkota*) であった。そこには近絶滅種 (CR) である、ベトナムの固有種ヤミロホソコビヤモリ *Cyrtodactylus nigriocularis* (3個体)、タイの固有種セスジディクソンゲッコー *Dixonius kaweesaki* (1個体)、およびニューカレドニアの固有種コモチミカドヤモリ *Rhacodactylus trachycephalus* (1個体) が含まれていた。

販売量が多かったワシントン条約附属書非掲載種としては、クレストッドゲッコー *Correlophus ciliatus* (269個体)、ニシアフリカトカゲモドキ *Hemitheconyx caudicinctus* (188個体)、ガーゴイルゲッコー *Rhacodactylus auriculatus* (127個体)、およびセイブシシバナヘビ *Heterodon nasicus* (123個体) が挙げられる。

外来種リスク

2020年から2024年の間に日本が輸入した393のワシントン条約附属書掲載種のうち、28種がGRIISデータセットにおいて世界の日本以外の国・地域で外来種となっていると記録されており、15種がCABI-HSTにおいて日本で将来的に生態系等へ被害を及ぼすリスクがある潜在的侵入種として特定された。

GRIISデータセットで確認された種には、最も輸入量の多い種であるクサガメが含まれており、事実、本種は国立環境研究所によって日本全国に定着していると記録されている。GRIISデータセットには、他にエボシカメレオン、サバンナモニター *Varanus exanthematicus*、およびグリーンイグアナ *Iguana iguana* (この種も日本の野外での目撃が確認されている (Falcón et al., 2013)) などが含まれており、これらすべての種は、2020年から2024年の間の総輸入量がそれぞれ10,000個体を超えていた。

CABI-HSTにおいて、将来的に日本国内で外来種となる潜在的リスクがあると特定された種には、ボールパイソンやホルスフィールドリクガメ が含まれており、日本はこれらをそれぞれ計61,723個体、16,997個体輸入していた (補足資料 表5)。



グリーンイグアナ *Iguana iguana*
ペットとして取引されることが多いが、日本の野外で確認された記録がある。



両生類

概要

財務省の貿易統計から抽出された、2015年から2024年までの期間における生体両生類（ワシントン条約附属書非掲載種を含む）の日本への輸入額を図15に示す。輸入額は2021年以降に大幅に増加し、2023年には1億2,400万円を超えてピークに達し、2024年には大幅に減少している。

日本の貿易統計から抽出された両生類の総輸入量と、ワシントン条約附属書掲載の両生類種の輸入量との比較を図16に示す。貿易統計の輸入量およびワシントン条約附属書掲載種の輸入量はともに2021年以降に増加を示しているが、増加率は2023年以降は横這いとなっている。貿易統計の輸入量が増加しているため、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量の増加は、単に後年になって附属書掲載種が増えたという事実だけで引き起こされているわけではないと考えられる。

全体的な輸入量が低かった2015年から2017年の間は、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量がその大部分を占めていた。しかし、2018年以降、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量は毎年、貿易統計の輸入量の約30%を占めるにとどまっている。例えば、2024年には9,804個体のワシントン条約附属書掲載種が輸入されたのに対し、貿易統計における輸入は32,321個体に達しており（全体の30.3%）、日本に輸入される両生類の大部分がワシントン条約では規制されていない実態を示している。

図15. 両生類の輸入額

日本の貿易統計をもとに作成した、生体両生類の輸入額の推移

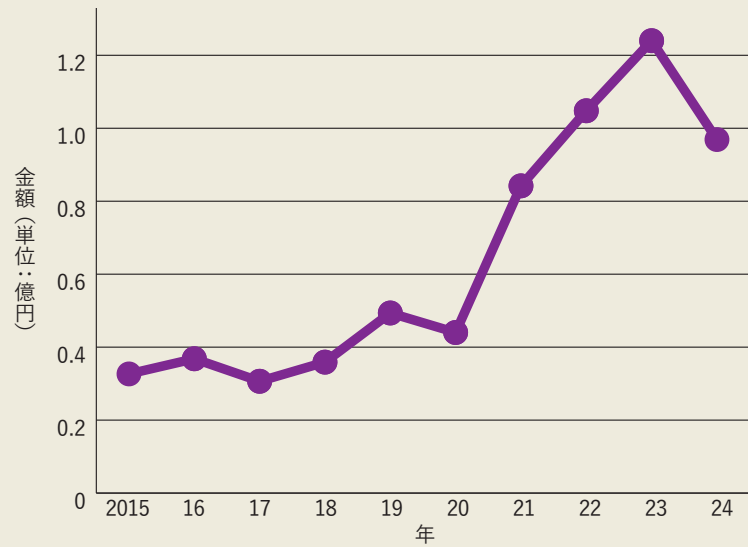
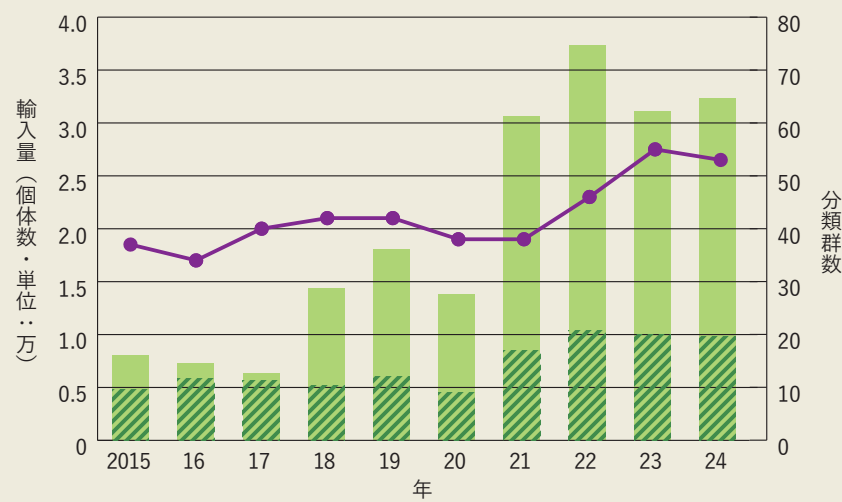


図16. 両生類の輸入総量、ワシントン条約の輸入分類群数

日本が輸入した生体の両生類の、貿易統計輸入量とワシントン条約附属書掲載種輸入量、およびワシントン条約附属書掲載の分類群数の推移



2020年から2024年の間に日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種

2020年から2024年の間に、日本は14の輸出国および10の原産国から、ワシントン条約附属書に掲載されている生体両生類74種、計43,214個体を輸入した。日本は、輸入個体数で見ると、米国に次いで世界第2位に位置している。特定された両生類分類群の数および原産国数は、他の上位5つの輸入国の中で最も高かった（表5）。

表5. ワシントン条約掲載の生体両生類輸入トップ5カ国（2020–2024）

順位	国	輸入個体数	輸入分類群数	輸出国数	原産国数
1	アメリカ	201,019	66	16	7
2	日本	43,214	74	14	10
3	韓国	14,399	52	9	7
4	イギリス	6087	28	7	1
5	インドネシア	3770	31	10	2

分類群および附属書

日本が輸入した種の大部分は無尾目（すべてのカエル種を含む）に属しており（41,969個体、97.1%）、残りは有尾目（すべてのサンショウウオ・イモリ種を含む）だった（1,245個体、2.9%）（図17）。ほとんどの種は附属書IIに掲載されており（43,105個体、99.7%、72種）、2つの種が附属書IIIに掲載され（109個体）、附属書Iに掲載されている種は輸入されなかった。

輸入量の上位5種は、アカメアマガエル *Agalychnis callidryas* (9,470個体、21.9%)、アイゾメヤドクガエル *Dendrobates tinctorius* (5,237個体、12.1%)、マダラヤドクガエル *Dendrobates auratus* (4,783個体、11.1%)、イチゴヤドクガエル *Oophaga pumilio* (4,285個体、9.9%)、および フライシュマンアマガエルモドキ *Hyalinobatrachium fleischmanni* (3,021個体、7%)であった。

IUCNレッドリスト

74種すべてがIUCNレッドリスト上で評価されており、そのうち30種が絶滅危機種であった（4,624個体、10.7%）（図18）。近絶滅種（CR）に選定されている種には、ハイユウヤドクガエル *Oophaga histrionica* (84個体）、デュメルルサラマンダー *Ambystoma dumerilii* (50個体）、およびアカオビヤドクガエル *Oophaga lehmanni* (27個体）が含まれていた。

図17. 両生類の分類群内訳

日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の生体両生類の分類群内訳

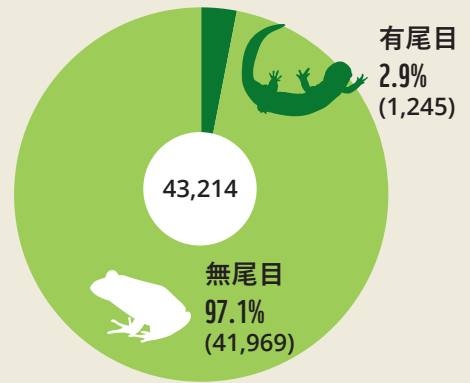
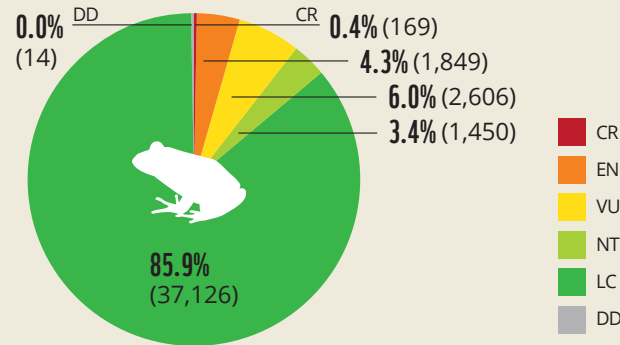


図18. 両生類のIUCNのレッドリスト

日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の生体両生類のIUCNのレッドリスト評価の内訳

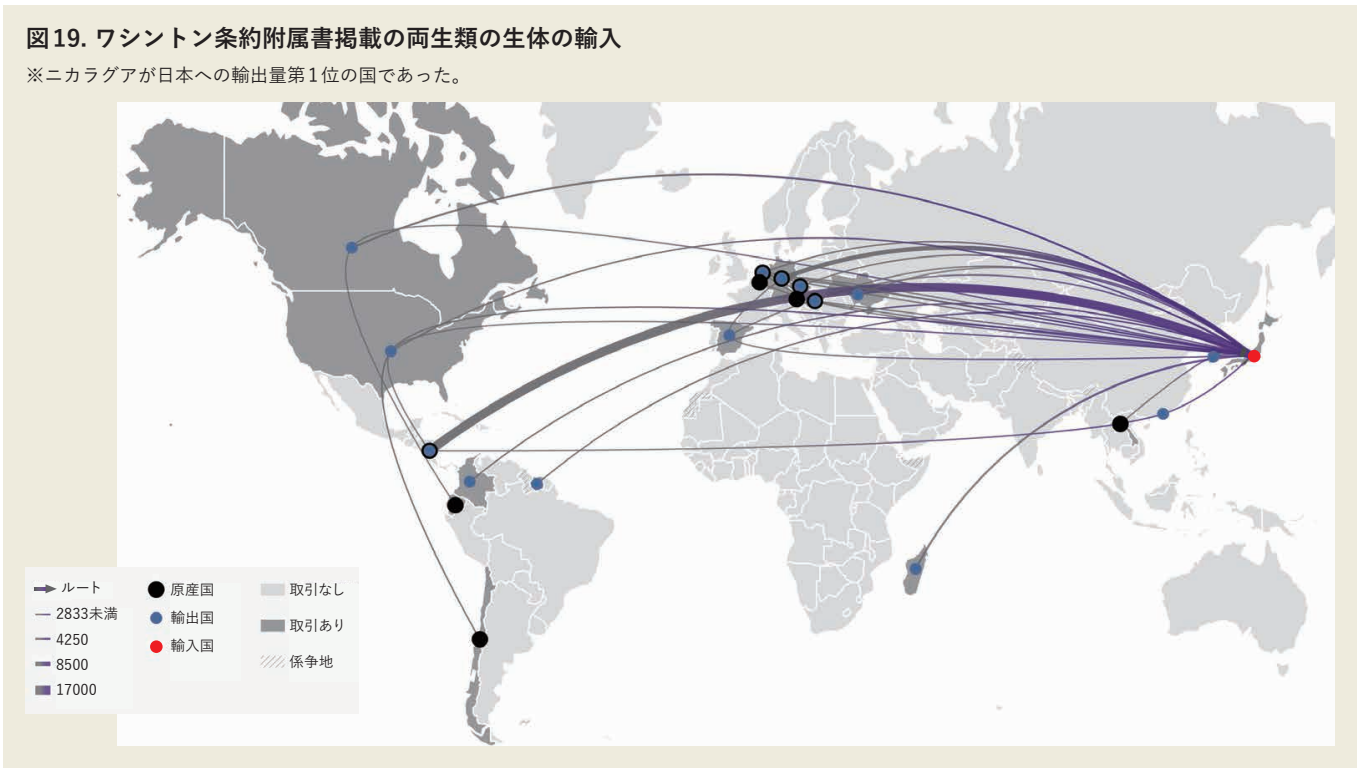




アカメアマガエル
Agalychnis callidryas
日本が2020年から2024年にかけて輸入した両生類種の中で最も個体数が多かった種。

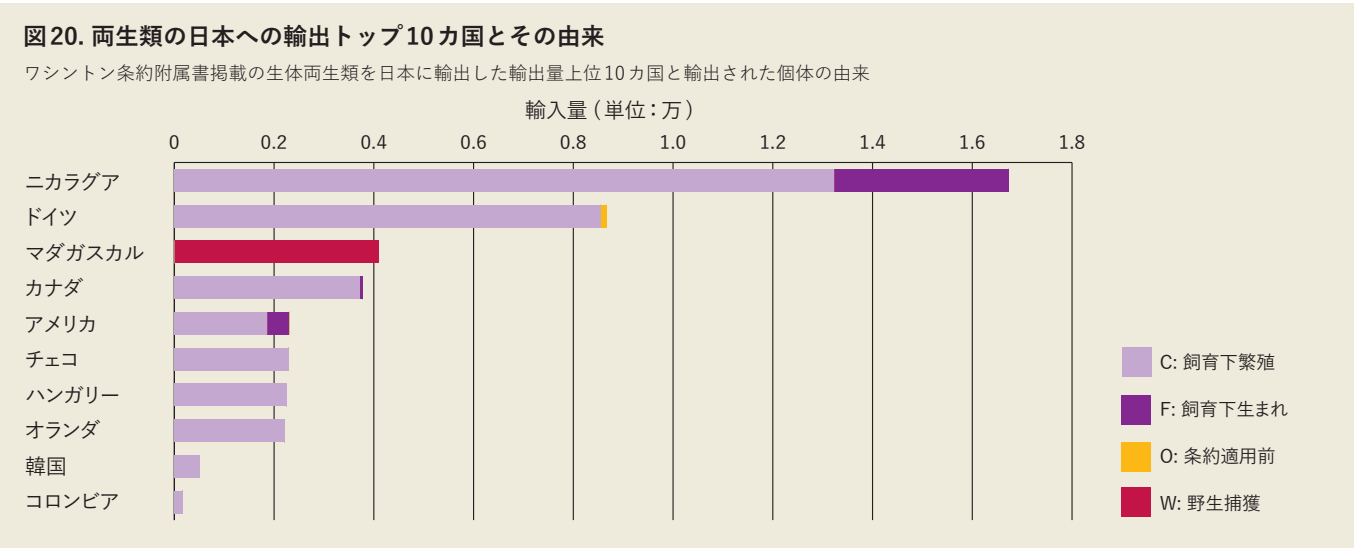
輸出国および原産国

日本が輸入した総個体数のほぼ40%はニカラグアから輸出されていた（43,214個体のうち16,718個体、図19）。米国からの輸出の95.6%もニカラグアを原産国としており（米国から輸出された2,300個体のうち2,201個体）、主要な輸出国としてのニカラグアの重要な役割が浮き彫りになった。日本は2015年から2019年の間にニカラグアから9,533個体の両生類を輸入しており、2015-2019年と2020-2024年の間に175%以上の増加を記録した。この増加は、ニカラグアから輸出された6種のうちの3種、すなわちフライシュマンアマガエルモドキ（2,670個体）、パルヴェラータアマガエルモドキ *Teratohyla pulverata*（845個体）、およびグラニューローサアマガエルモドキ *Cochranella granulosa*（831個体）が2023年にワシントン条約附属書に掲載されたという事実の一部起因していると考えられる。



主要な輸出国と由来

マダガスカルから輸出された個体はすべて野生由来の個体であったが（4,101個体）、他の国々から輸出された個体は、飼育下繁殖個体がほとんどの割合を占めていた（図20）。



注視すべき取引動向

固有種

日本は様々な両生類の固有種を輸入しており、74種のうち40種（54%）が9カ国の固有種として特定された。爬虫類種と同様に、マダガスカルが14の固有種の生息国と最も多く、その他の固有種の生息国は主に中南米諸国（ペルー10種、コロンビア8種、メキシコ2種、ブラジル2種、エクアドル1種、チリ1種）であった。

マダガスカルの野生由来の固有種

マダガスカルは日本に計4,101個体にのぼる10の固有の両生類種を輸出しており、これらはすべてマダガスカルの固有種かつ野生由来の個体であった。さらに、10の固有種のうち8種（3,120個体）はマダガスカルのみから輸出されており（補足資料 表6）、そこには危急種（VU）である、マダラスキアシヒメガエル *Scaphiophryne marmorata* およびマダガスカルアデガエル *Mantella madagascariensis* が含まれていた。これらはともに国際ペット市場で流通していることが知られている。マダガスカルアデガエルについては、ペット需要を満たすための野生個体の捕獲が地域個体群の減少の要因になっていると考えられている（IUCNレッドリスト）。

キンイロアデガエル *Mantella aurantiaca*
マダガスカルの固有種であり、IUCNレッドリストでは絶滅危惧種（EN）に選定されている。2020年から2024年の間に日本が輸入した本種は全て野生由来の個体であった。



生息国で保護されているが国際取引されている種

爬虫類と同様に、特定された固有種の一部は生息国の国内法によって保護されていた。

ペルーで保護されている固有種

日本への輸入が記録されたペルー固有の両生類10種すべては、他の国々から輸出されていた（カナダから549個体、ドイツから515個体、オランダから91個体、ハンガリーから30個体）。これらはすべて飼育下繁殖個体であった。ペルーは2000年から商業目的の野生生物種の捕獲、輸送、および輸出を厳格に規制する法律を施行しており、政府により登録された機関で承認された種のみが取引可能となっている（MINAGRI, 1999）。

10の固有種のうち3種は、ワシントン条約取引データベース上で過去に輸出国または原産国がペルーとされた取引記録が一切なく、かつ絶滅危機種でもあった（ミステリオサスヤドクガエル *Excidobates mysterosus* (EN)、ベネディクタヤドクガエル *Ranitomeya benedicta* (VU)、およびペッパーヤドクガエル *Ameerega pepperi* (VU)）。

市場調査とワシントン条約データの比較

2025年10月18日に東京で実施した実地調査において、計439個体、87の両生類分類群（79種、4亜種、2属、1科、1目）が確認された。

市場で圧倒的多数を占めるワシントン条約附属書非掲載種

87の分類群のうち、ワシントン条約の附属書に掲載されていたのはわずか21分類群（130個体、全体の24.1%）であり、これら21種すべての輸入記録がワシントン条約取引データベースで確認できた。

66のワシントン条約附属書非掲載分類群のうち、4分類群は種より上位の分類（23個体）で記録され、残りの62分類群は種・亜種レベルで記録されていた（計286個体）。これには日本の固有種であるシリケンイモリ *Cynops ensicauda* (VU)（8個体）が含まれていた。また、トルコの固有種であるバランツエイモリ *Neurergus barani* (EN)（3個体）や、エクアドルの固有種であるリオペスカドフキヤガマ *Atelopus balios* (CR)（2個体）が含まれていた。

外来種のリスク

日本が輸入した74のワシントン条約附属書掲載種のうち、マダラヤドクガエル、キオビヤドクガエル *Dendrobates leucomelas*、およびウーパールーパー *Ambystoma mexicanum* の3種が、CABI-HSTにおいて日本に対する潜在的な将来の外来種リスクがあるものとして特定された。2020年から2024年の間のマダラヤドクガエルおよびキオビヤドクガエルの輸入量は多く、それぞれ4,783個体および1,606個体の輸入記録がある。ウーパールーパーはわずか8個体しか輸入されていなかったが、本種は1980年代から日本国内で広くペットとして飼育されていることで知られている。



キオビヤドクガエル *Dendrobates leucomelas*
日本で外来種となる潜在的なリスクがあるとされている。

哺乳類

概要

国連貿易統計データベースから抽出された、2015年から2024年までの期間における生体の霊長類（ワシントン条約附属書非掲載種を含む）の輸入額を図21に示す。強調（紫太線）されているように、日本の輸入金額は2022年まで目立った動きを示さなかったが、それ以降は米国に次いで2番目に高い水準となり、2023年には96,101,943米ドル（約152億円）に達してピークを迎えた。

国連貿易統計および日本の貿易統計では、輸入した霊長類の記録単位が個体数ではなく「kg」で記録されているものが大半を占めており、品目の単位が異なっているため、貿易統計の輸入量とワシントン条約附属書掲載種の輸入量との比較はできなかった。日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の哺乳類の生体の輸入数量および種・分類群数を図22に示す。哺乳類の輸入量は2015年から2024年の期間に若干の変動を示した。しかし、2021年以降は種・分類群の数は減少傾向を示した（ただし、特定された種・分類群の総数は多くなく、2021年に記録された12の種・分類群が最多であった）。

図21. 各年の霊長類の輸入額上位10カ国

国連貿易統計をもとに作成した各年の霊長類の生体輸入額上位10カ国

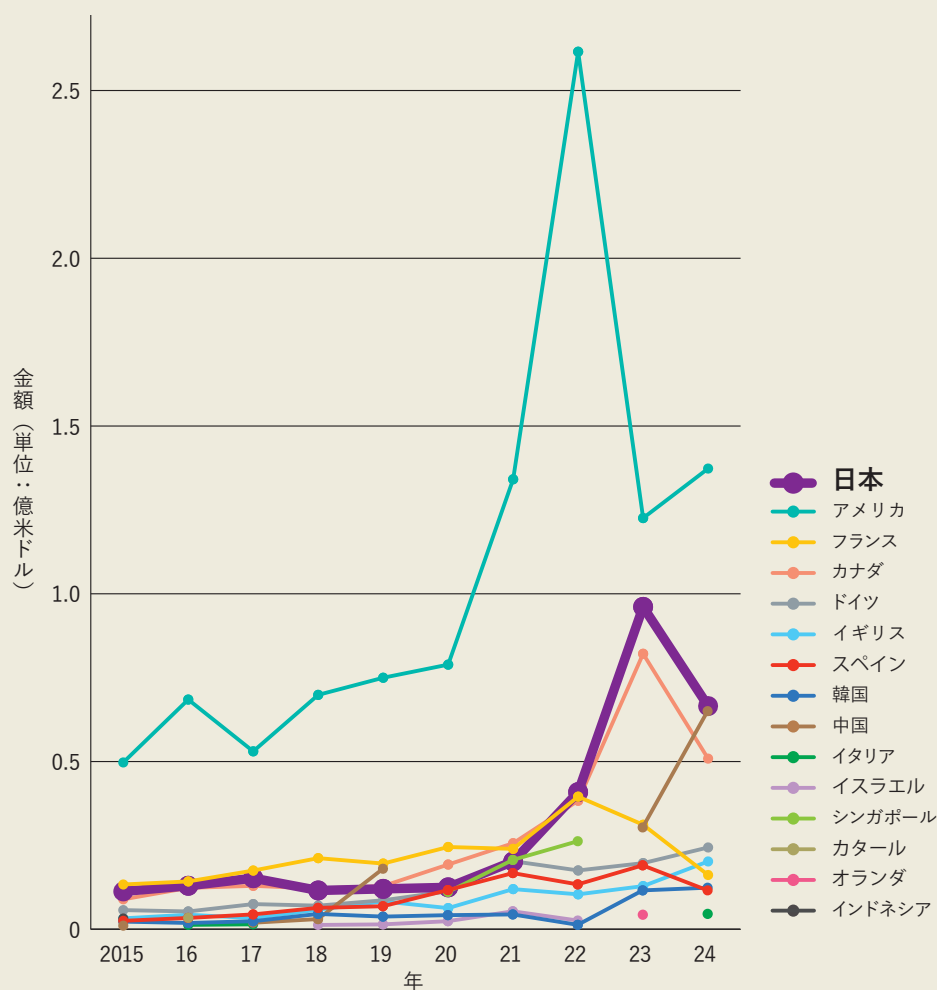
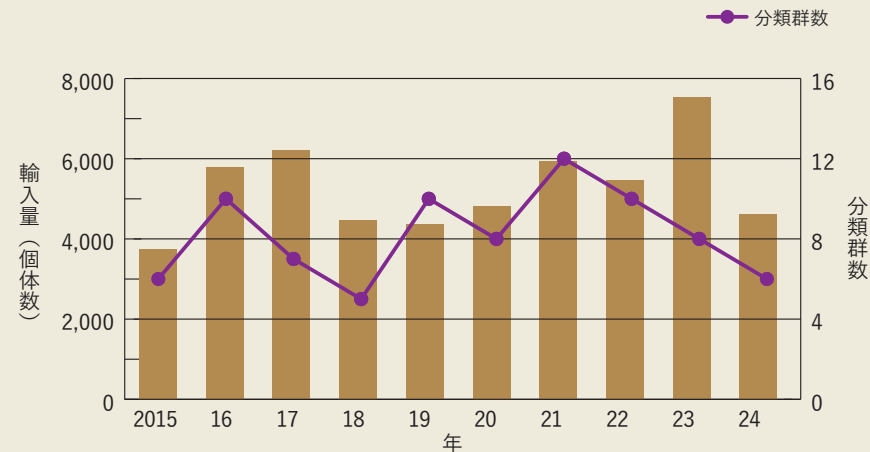


図22. 哺乳類の輸入量および輸入分類群数の推移

ワシントン条約附属書掲載の哺乳類の生体輸入量および輸入分類群数の推移



2020年から2024年の間に日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種

日本は、20のワシントン条約附属書掲載の哺乳類分類群（17種、2属、および1交雑種を含む）、計28,380個体を15の輸出国および3つの原産国から輸入した。輸入量においては、日本は世界で2番目に高い輸入量を記録した（表6）。

表6. ワシントン条約附属書掲載の生体哺乳類輸入上位5カ国（2020–2024）

順位	国	輸入個体数	輸入分類群数	輸出国数	原産国数
1	アメリカ	76,421	43	27	12
2	日本	28,380	20	15	3
3	スペイン	9,743	5	4	2
4	中国	8,750	3	3	0
5	タイ	3,516	58	16	7

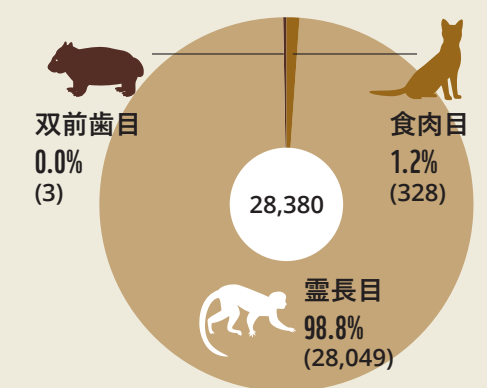
分類群および附属書

日本が輸入した個体の大部分は霊長目であり（28,049個体、98.8%、図25）、附属書IIに掲載されていた（図23）。これらの構成は、最も輸入量が多い種であったカニクイザル *Macaca fascicularis* が輸入量の98.8%（28,049個体）を占めており、本種が附属書IIに掲載されているという事実に起因している。本種はIUCNレッドリストにおいて絶滅危惧種（EN）に指定されている。なお、カニクイザルは日本国内において、主に生物医学および毒性学研究の目的で輸入されており、ペット目的での輸入ではない点に留意されたい。

輸入量で見ると、キンカजू *Potos flavus*（141個体）、スナネコ *Felis margarita*（94個体）、ビントロング *Arctictis binturong*（23個体、IUCN：VU）、およびヨーロッパヤマネコ *Felis silvestris*（19個体）などの食肉目の種がカニクイザルに次いで多かった。

図23. 哺乳類の分類群内訳

日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の哺乳類の分類群内訳

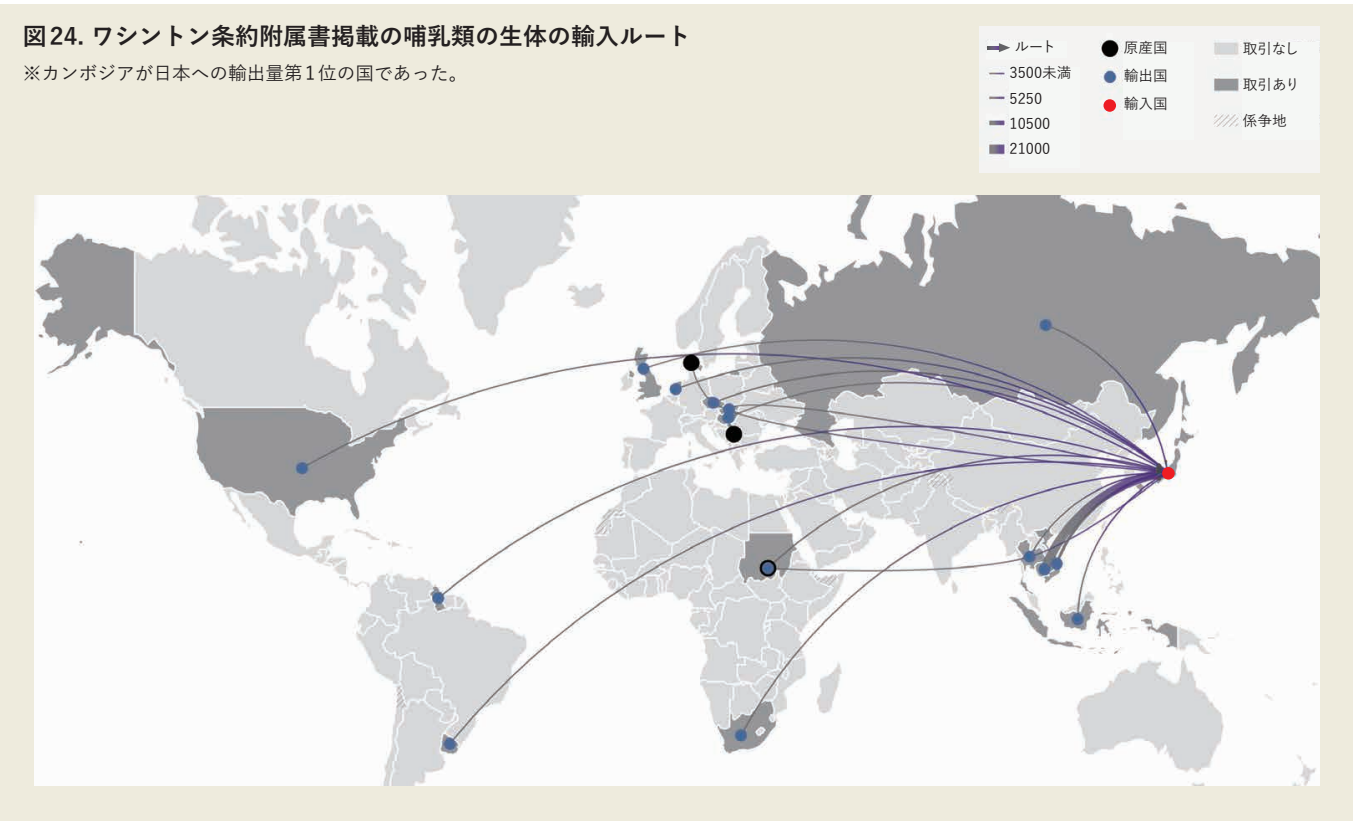


ビントロング
Arctictis binturong
IUCN レッドリストでは危急種（VU）に指定されている。本報告書の調査時点では販売広告が確認されなかったが、250万～400万円もの金額で取引されることもある。

主要な輸出国と由来

総輸入量の75%以上がカンボジアから輸出されていた。同国はカニクイザルの最大の輸出国（21,334個体）であり、ベトナム（カニクイザル 6,715個体）がこれに続いた。ガイアナは日本への輸出個体数でいうと3番目に多く、キンカジュー136個体とタイラ *Eira barbara* 1個体を輸出した。次いでタイ（スナネコ73個体を含む）およびインドネシア（ビントロング23個体を含む）の順であった（図24）。

ガイアナからのキンカジューはすべて野生から捕獲されたものであったのに対し、インドネシアからのビントロングは飼育下繁殖されたものであった。タイからの73個体のスナネコのうち、53個体は生息国であるスーダンを原産国としており、野生由来の個体であった。



注視すべき取引動向

高い市場価格で取引される食肉目種の輸入

10個体を超えて輸入された食肉目の種、すなわち、キンカジュー、スナネコ、ビントロング、およびヨーロッパヤマネコの正確な輸入目的を特定することは困難である。しかし、ビントロングを除くすべての種においてはオンライン販売広告が確認され、高値で掲載されていた。価格帯は、キンカジューがおよそ44万円～220万円、スナネコが220万～495万円、ヨーロッパヤマネコが25万円～100万円であり、日本において希少な哺乳類種がペットとして販売・飼育されている実態を示している。



スナネコ *Felis margarita*
野生のネコ科動物でありペットには適していないが、確認したワシントン条約附属書掲載種の中でも最も高額な販売広告が確認された種。

外来種のリスク

2020年から2024年の間に日本が輸入した17のワシントン条約附属書掲載の哺乳類種のうち、4種がGRIISにおいて日本以外の国・地域で外来種として記録されていることが確認された。カニクイザルもそこに含まれており、本種は1971年に観光誘致を目的として日本の伊豆諸島に放たれ野外で確認されていたことが知られているが、1995年頃までに消失したと考えられている（NIES, 2024）。他に特定された種には、ヨーロッパヤマネコ（19個体輸入）、アフリカジャコウネコ *Civettictis civetta*、およびオオカミ *Canis lupus* が含まれていた。



鳥類

概要

国連貿易統計データベースから抽出された、2015年から2024年までの期間における鳥類（猛禽類とオウム目を統合、ワシントン条約附属書非掲載種を含む）の生体の輸入額を図25に示す。強調（紫太線）されているように、日本の輸入金額は初期に減少傾向を示した後、2023年以降にわずかな増加を示している。

国連貿易統計および日本の財務省貿易統計では、猛禽類とオウム目の輸入が「個体数」と「kg」という2つの異なる単位で記録されているため、貿易統計での輸入量とワシントン条約附属書掲載種の輸入量は比較できなかった。日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の鳥類の生体輸入量および種・分類群数を図26に示す。鳥類の輸入量は2015年から2024年の期間を通じて減少傾向を示した。しかし、日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種・分類群の数は2021年に最低を記録した後、増加に転じ、2024年には130の種・分類群が特定された。

図25. 各年の鳥類輸入額上位10カ国

国連貿易統計をもとに作成した、各年の鳥類（猛禽類およびオウム目のデータを統合）輸入額上位10カ国

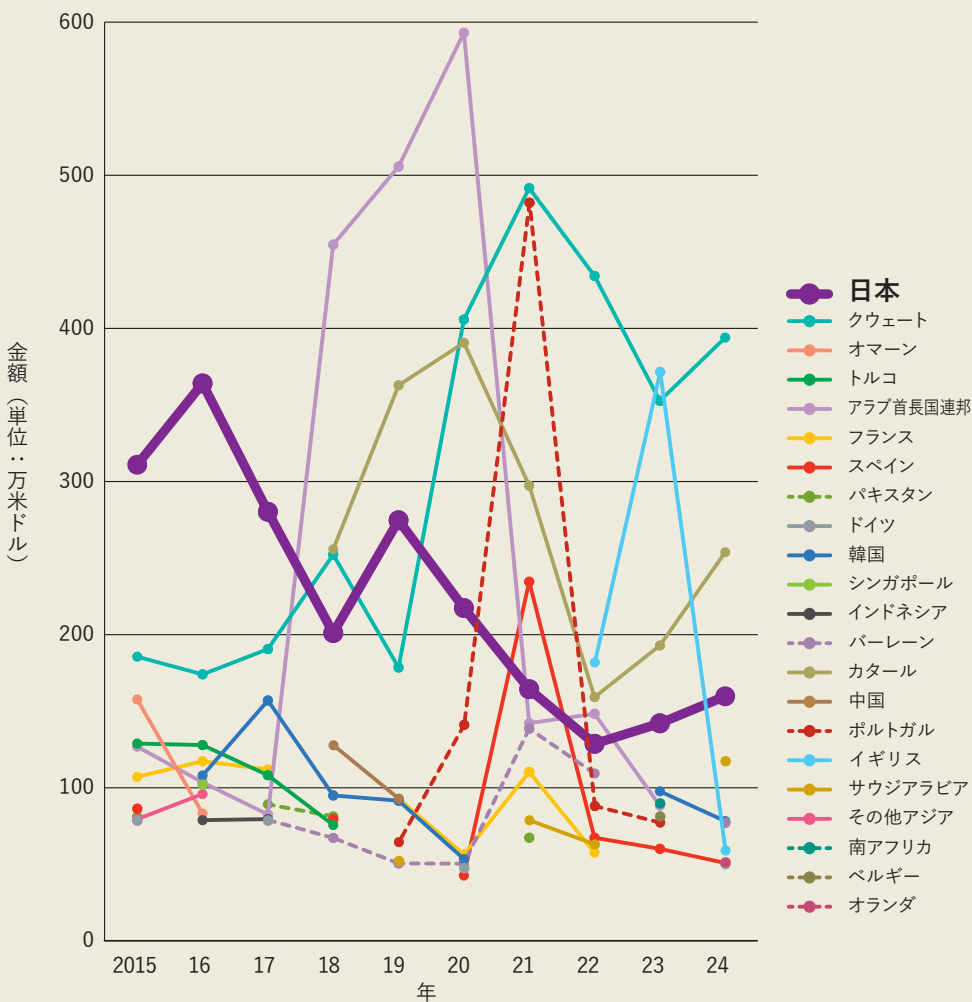
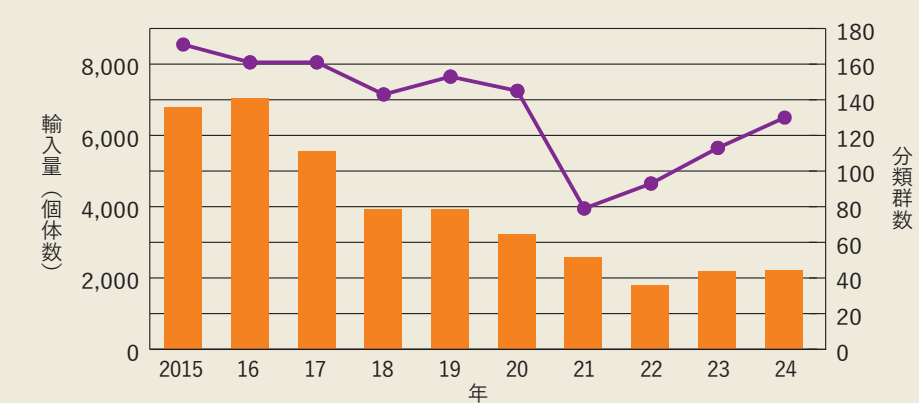


図26. 鳥類の輸入量および輸入分類群数の推移

ワシントン条約附属書掲載の鳥類の生体輸入量および輸入分類群数の推移



2020年から2024年の間に日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種

2020年から2024年の間に、日本は15の輸出国および23の原産国から、206の固有のワシントン条約附属書掲載の鳥類分類群（199種、3属、および4交雑種）を計11,972個体輸入した。総輸入個体数は他の主要な輸入国ほど高くなく、日本は第14位の輸入国であった。しかし、輸入された分類群・種数は他の主要な輸入国よりも多い傾向にあった（表7）。

表7. ワシントン条約附属書掲載の鳥類の生体輸入上位5カ国 と日本（2020-2024）

順位	国	輸入個体数	輸入分類群数	輸出国数	原産国数
1	アラブ首長国連邦	146,556	255	38	42
2	バーレーン	88,405	134	21	26
3	クウェート	71,409	125	24	26
4	サウジアラビア	60,183	117	39	19
5	トルコ	53,035	88	18	12
----	----	----	----	----	----
14	日本	11,972	206	15	23

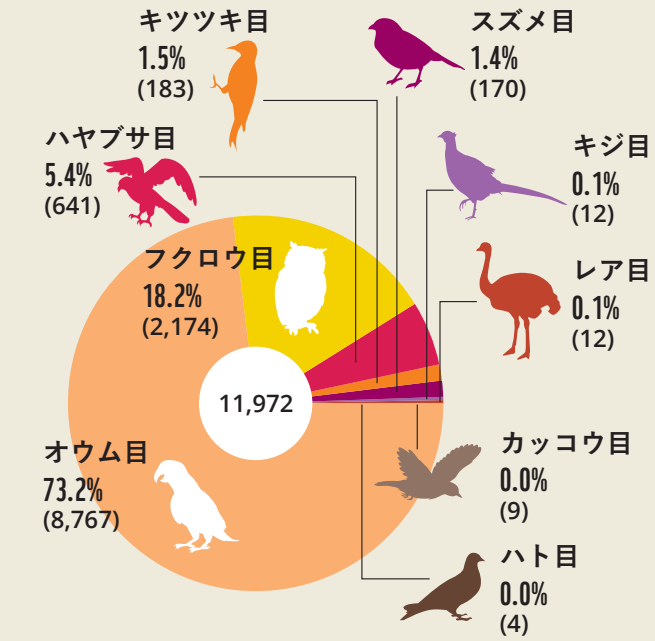
分類群および附属書

日本が輸入した総個体数の73.2%（11,972個体のうち8,767個体）はオウム目（すべてのオウム・インコ種を含む）に属しており、次いでフクロウ目（すべてのフクロウ種を含む）が18.2%（2,174個体）が多かった（図30）。輸入された個体は圧倒的に附属書II掲載種（199分類群、11,972個体のうち11,348個体、94.8%を占める）で構成されており、附属書I掲載は5種、計620個体（総数量の5.2%）含まれていた。附属書I掲載の個体の大部分はヨウム *Psittacus erithacus* であった（531個体）（図27）。

輸入量の上位5種は、コガネメキシコインコ *Aratinga solstitialis*（1,055個体）、モモイロインコ *Eolophus roseicapilla*（660個体）、ヨウム（531個体）、ホオミドリアカオウロコインコ *Pyrrhura molinae*（525個体）、およびシロハラインコ *Pionites leucogaster*（510個体）であった。

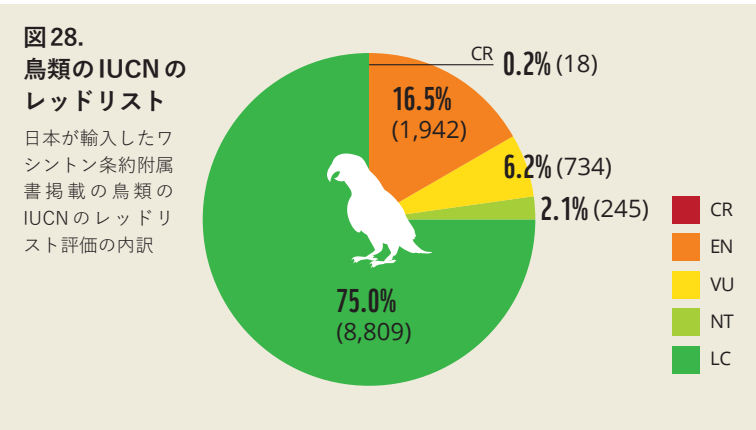
図27. 鳥類の分類群内訳

日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の鳥類の分類群内訳



IUCN レッドリスト

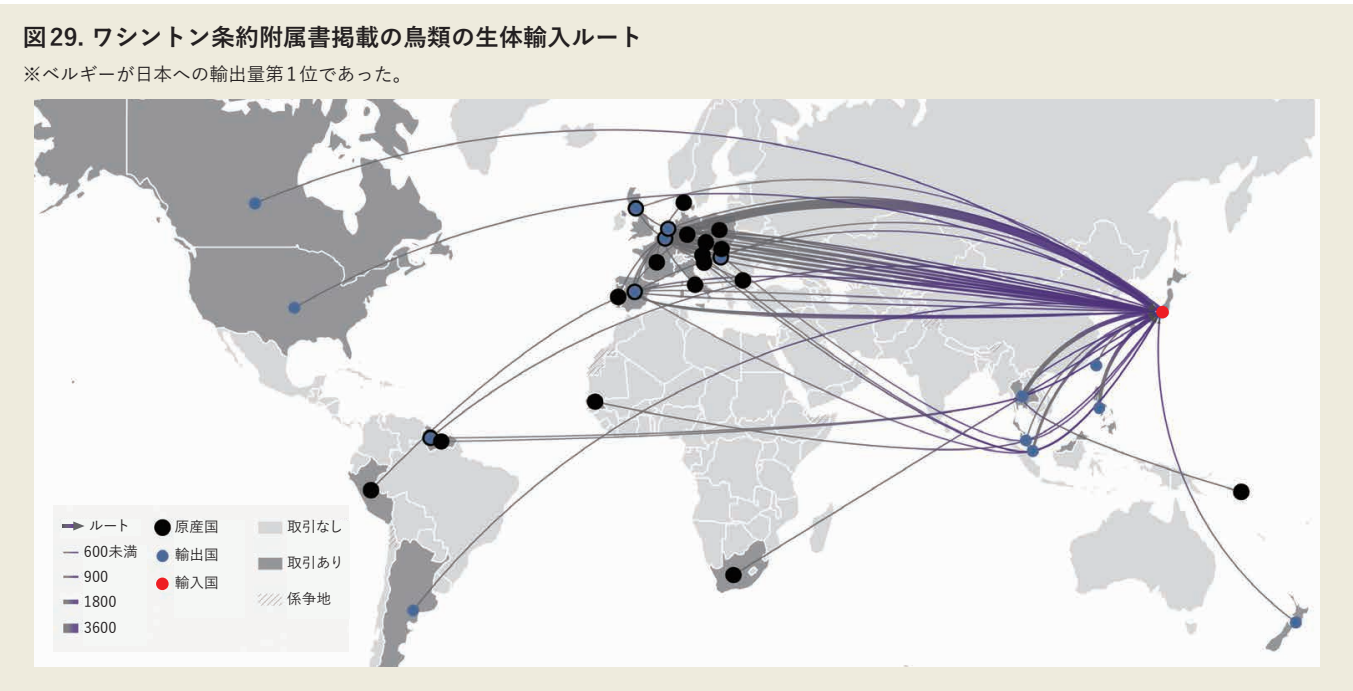
199種のうち計196種がIUCNレッドリスト上で評価されており、そのうち23種が絶滅危機種であった(2,694個体、図28)。絶滅危機種の中では、コガネメキシコインコが近絶滅種(EN)に指定されており(1,055個体)、他に数量の多い絶滅危機種には、オトヒメインコ *Lathamus discolor* (CR) (18個体)、ヨウム(EN) (531個体)、タイハクオウム *Cacatua alba* (EN) (287個体)、シロハラインコ(VU) (510個体)、およびルリメタイハクオウム *Cacatua ophthalmica* (VU) (100個体)が含まれていた。



シロハラインコ *Pionites leucogaster*
ラテンアメリカに生息しており、IUCNレッドリストでは危急種(VU)に指定されている。日本はベルギーとフィリピンから2020年から2024年にかけて計510個体を輸入した。

輸出国および原産国

日本へのワシントン条約掲載の鳥類種の最大の輸出国はベルギーであり、総輸入量の40%以上(11,972個体のうち4,914個体、図29)を占めていた。次いでタイ(1,923個体)、フィリピン(1,438個体)、およびシンガポール(1,132個体)の順であり、これらを合わせると総輸入量の78.6%に達した。ベルギーは最大の個体数を輸出しただけでなく、最も多くの分類群・種数(139種)を日本に輸出していた。総輸入量のうち計1,749個体においては原産国が特定されており、オランダ(793個体)およびドイツ(313個体)が主要な原産国であった。これらの大部分は、日本へ再輸出される前にベルギーを経由していた。

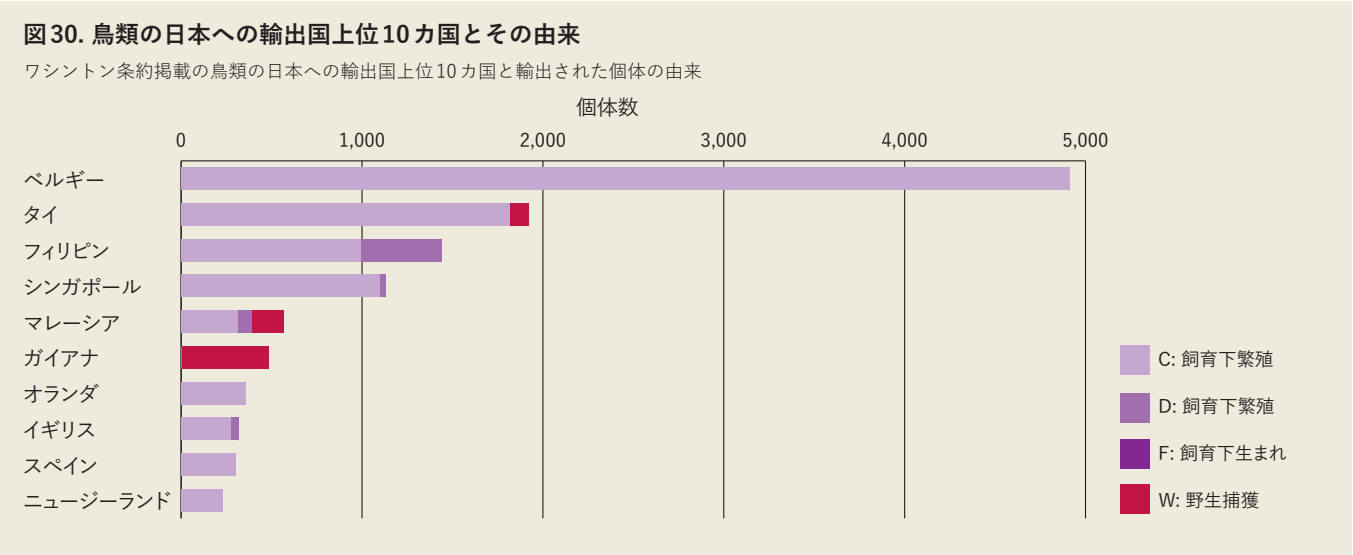


主要な輸出国と由来

日本への輸出量上位10カ国のうち、ベルギーから輸出された4,914個体を含む欧州諸国から輸出された個体のほとんどは飼育下繁殖個体であった(5,890個体のうち5,842個体、99.1%を占める)。一方でアジアの国々からの輸入には、飼育下で生まれた附属書Iの560個体、および野生由来の284個体が含まれていた。ガイアナからの14種、計485個体(インコ科332個体、およびオオハシ科153個体)は、すべて野生由来であった(図30)。



オニオオハシ *Ramphastos toco*
ラテンアメリカに広く分布しており、日本は2020年から2024年の間にガイアナから本種を57個体輸入し、それらは全て野生由来であった。



注視すべき取引動向

東アジア諸国からの輸入：絶滅危機種

東アジア諸国から輸出された個体には、いくつかの絶滅危機種が含まれていた。南米原産のコガネメキシコインコ(EN)の1,055個体のうち、481個体はタイから輸出され、次いでフィリピン(280個体)、シンガポール(163個体)の順であった。アフリカ原産のヨウム(EN)の約80%はフィリピンから輸出され(424個体)、マレーシア(78個体)とシンガポール(29個体)がこれに続いた。



コガネメキシコインコ *Aratinga solstitialis*
IUCNレッドリストでは絶滅危惧種(EN)に選定されている。日本は本種を2020年から2024年の間に計1,055個体をアジア地域の国々から輸入した。

生息国ではない国から輸出される固有種

特定された199の鳥類種のうち、35種が固有種であった（1,894個体）。その生息国はオーストラリアが19種と最も多く、次いでインドネシアが7種、ブラジルが4種であり、パプアニューギニア、ニュージーランド、ベネズエラ、南アフリカ、およびフィリピンがそれぞれ1種であった。

オーストラリアの19の固有種すべて（総計1,296個体）は、オーストラリア以外の国々から輸出されており、アジア、オセアニアや米国から輸出されていたモモイロインコ *Eolophus roseicapilla*を除くすべての固有種が、欧州諸国からのみ輸出されていた。

インドネシアの固有鳥類7種（336個体）も、インドネシア以外の国々から輸出されていた。そのうち4種は主に欧州諸国から輸出され、残りの3種（コムラサキインコ *Eos squamata*、ショウジョウインコ *Lorius garrulus*、およびズグロゴシキインコ *Trichoglossus ornatus*）は、フィリピンおよびシンガポールのみから輸出されていた。カワリオオタカ *Accipiter griseogularis*については、ワシントン条約取引データベース上にインドネシアが輸出国または原産国として特定された記録が存在しなかった。インドネシアの固有種はインドネシアの国内法によって厳格に保護されており（Bea Cukai Langsa, 2026）、保護種リストに掲載されている種を捕獲、取引、あるいは所有することすら不可能となっている。

ブラジルの4種は、フィリピン、ベルギー、およびシンガポールから輸出されていた。

外来種のリスク

2020年から2024年の間に日本が輸入した199のワシントン条約附属書掲載鳥類種のうち、17種がGRIIS、EICAT、またはCABI-HSTの少なくとも1つのデータセットにおいて確認された（補足資料7）。CABI-HSTは、ヨウム、キンデボウシインコ *Amazona amazonica*、サトウチョウ *Loriculus galgulus*、メンフクロウ *Tyto alba*、およびアメリカワシミミズク *Bubo virginianus*の5種を将来日本で外来種化する潜在的リスクがあると特定しており、これらはすべて輸入量が60個体を超えていた。

メンフクロウ *Tyto alba*
日本でペットとして取引され、いわゆる「アニマルカフェ」にて展示されていることも多いフクロウの一種。



2.4 違法取引

日本の水際における差し止め事案

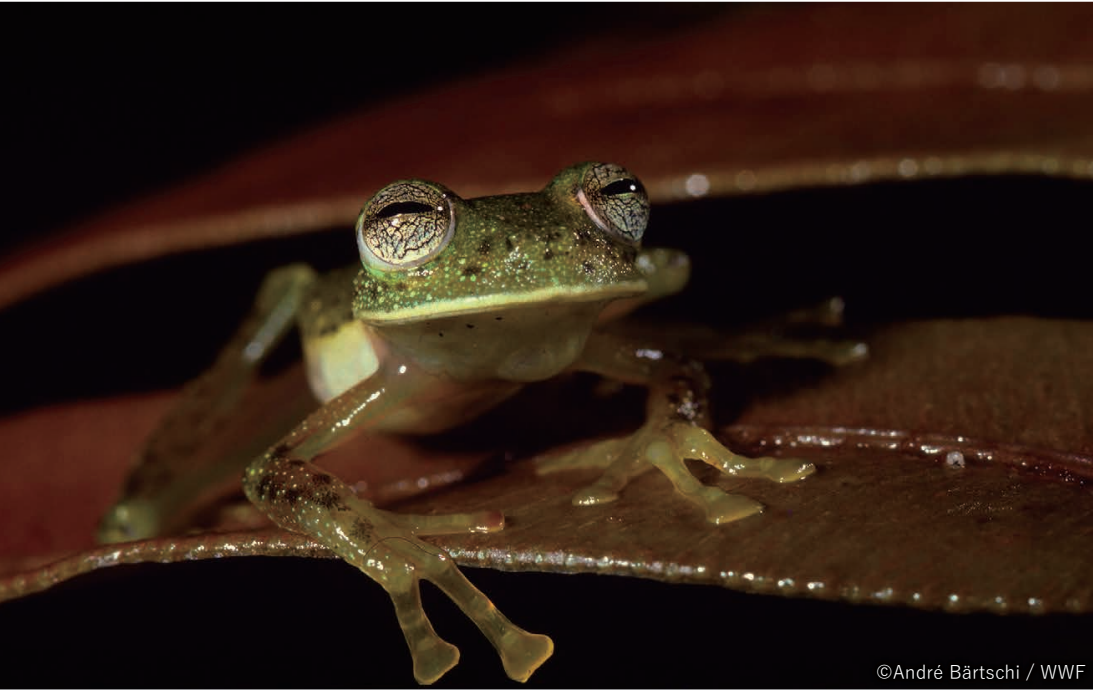
2020年から2024年の間に、日本の税関はワシントン条約附属書附属書掲載の生体、または死体の爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類を含む少なくとも20件の密輸を阻止した⁷。爬虫類が最も多く差し止められ（667個体）、次いで両生類（483個体）、哺乳類（43個体）、鳥類（16個体）の順であった。種レベルまで特定されていたのは375個体（31%）のみであり、その他の個体は上位分類群で記録されていた。3つの分類群を除くすべてがワシントン条約附属書IIに掲載されていた⁸。

密輸の手口および事案処理

20件の事案のうち計14件が商業目的の航空貨物便から発見されたものであり、全個体数の97.2%（1,176個体）が航空貨物から差し止められたこととなる（表8）。残りの6件は旅客の手荷物から発見された。差し止めの理由は、手荷物から発見された6件すべてと航空貨物の9件において「輸出許可書等未取得」、航空貨物の3件において「輸出許可書等記載不備」、残りの2件の航空貨物においてそれぞれ「輸出許可書等有効期限切れ」および「輸出許可書等数量相違」であった。航空貨物から摘発された14件のうち、8件は最終的に税関を「通関」し、4件は差し止め個体の「任意放棄」で終了し、残りの2件は差し止め個体の「廃棄」として扱われた。旅客手荷物から摘発された6件のうち、5件はさらなる捜査のために警察へ送致される「審理引継」、残り1件は差し止め個体の任意放棄で終了した。

輸出国および原産国と分類群の特徴

ニカラグアの貨物便から多数のカエルとイグアナ
ニカラグアを輸出国とする摘発事案は1件のみであったが、この事件は1事案あたりの摘発個体数が最も多く、トゲオイグアナ属 *Ctenosaura* spp. 111個体、アカメアマガエル 100個体、ヤドクガエル属 *Oophaga* spp. 80個体、ヤドクガエル科 *Dendrobatidae* 50個体を含む計341個体が、輸出許可書未取得として東京税関成田航空貨物出張所で発見された。この事案は個体の任意放棄として処理された（表8. 事案No.4）。米国から輸出された250個体のカエル類（アカメアマガエル100個体、アマガエルモドキ科 *Centrolenidae* 100個体、ヤドクガエル科 50個体）の貨物もニカラグアを原産国としており、輸出許可書等記載不備を理由に東京税関成田航空貨物出張所で摘発された。この事案は最終的に通関が許可された（表8. 事案No.15）。



ペルーの国立公園で撮影されたアマガエルモドキ。アマガエルモドキ科に属する種は愛好家の間でも人気である。差止記録では種のレベルで特定されていないが、アマガエルモドキ科の中には、ラテンアメリカの一部にしか生息しておらず、絶滅のおそれが高いとされる種も含まれている。

7. 2024年2月4日に、米国からの貨物便からチズガメ属90個体が差し止められたが、単位が「個(PC)」となっていたため、収集対象には含まなかった。
8. フロリダスッポン *Apalone ferox*は現在附属書IIに掲載されているが、事件発生時は附属書IIIに掲載されていた（事案5）。

アフリカ、アジア、および米国の貨物便から
多数のトカゲとヘビ

エジプトからのニシキトゲオアガマ *Uromastyx ornata* 66個体（表8. 事案No.20）、スーダンからのトゲオアガマ属 *Uromastyx spp.* 170個体（表8. 事案No.9）、ネパールからのトカゲ150個体（表8. 事案No.3）、ソロモン諸島からのパシフィックボア *Candoia carinata* 51個体⁹およびソロモンオオトカゲ *Varanus spinulosus* 19個体（表8. 事案No.19）、そして米国からのパイソン（ニシキヘビ科 *Pythonidae*）58個体（表8. 事案No.8および10）が、すべて貨物便から発見された。

タイの旅客手荷物から事件性の高い
哺乳類および鳥類

タイは最も多くの摘発件数を記録した輸出国であり、7件（計66個体、表8. 事案No.1, 6, 11, 14, 16, 17, 18）を占めていた。これら7件の事案のうち6件は哺乳類または鳥類のいずれかの個体が差し止められたものであり（表8. 事案No.1, 6, 11, 14, 16, 17）、事案No.6の1件を除くすべてが旅客の手荷物から発見された。哺乳類のほとんどは霊長目（43個体のうち40個体、93%）であり、コモンマーモセット *Callithrix jacchus*（6個体）、ショウガラゴ属 *Galago spp.*（2個体）、およびアカテタマリン *Saguinus midas*（1個体）が含まれ、その他の個体は単に「サル」と記録されていた。旅客手荷物から差し止められた5件の事案はすべて警察へ送致された。種レベルで特定されたすべての哺乳類および爬虫類は、タイの在来種ではなかった。

コモンマーモセット *Callithrix jacchus*
日本への霊長類の輸入規制は厳しいが、密輸未遂が後を絶たず、過去にもこの種が日本の水際で度々押収されている。



9. 「カタリーナパシフィックボア」とパシフィックボアという種名で差止記録に表記があったが、種名に間違いがあるもしくは他の種である可能性があるため、これらはパシフィックボアとしてまとめて計算した。

表8. 日本税関におけるワシントン条約附属書掲載種の差止記録（2020–2024年）

事案番号	a. 事件発生日時 b. 発見場所 c. 差止理由 d. 事案処理方法	輸出国 （原産国）	学名	一般名	差止個体数
1	a. 2020年3月10日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	タイ	<i>Athene noctua</i>	コキンメフクロウ	5
			<i>Buteo japonicus</i>	ノスリ	2
			<i>Callithrix jacchus</i>	コモンマーモセット	6
			<i>Galago spp.</i>	ショウガラゴ	2
			<i>Gracula religiosa</i>	キュウカンチョウ	3
			<i>Saguinus midas</i>	アカテタマリン	1
2 ¹⁰	a. 2020年8月16日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 通関	カメルーン	<i>Chamaeleonidae</i>	カメレオン	24
3	a. 2021年1月20日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 廃棄	ネパール	<i>Sauria</i>	トカゲ	150
4	a. 2021年3月27日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 任意放棄	ニカラグア	<i>Agalychnis callidryas</i>	アカメアマガエル	100
			<i>Ctenosaura spp.</i>	トゲオイグアナ	111
			<i>Dendrobatidae</i>	ヤドクガエル	50
			<i>Oophaga spp.</i>	オオファガ	80
5	a. 2021年7月22日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 任意放棄	台湾	<i>Apalone ferox</i>	フロリダスッポン	5
6	a. 2021年10月6日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 通関	タイ	<i>Civettictis civetta</i>	アフリカジャコウネコ	3
7	a. 2021年10月19日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 通関	イタリア （原産国：トーゴ）	<i>Pythonidae</i>	パイソン（ニシキヘビ）	1
8	a. 2021年11月11日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等有効期限切れ d. 通関	米国	<i>Pythonidae</i>	パイソン（ニシキヘビ）	57
9	a. 2021年11月28日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 通関	スーダン	<i>Uromastyx spp.</i>	トゲオアガマ	170
10	a. 2022年6月3日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	米国	<i>Pythonidae</i>	パイソン（ニシキヘビ）	1

10. この事案にはダイオウサソリ *Pandinus dictator* 30個体が含まれていたが、対象分類群ではないため表には記載していない。

事案 番号	a. 事件発生日時 b. 発見場所 c. 差止理由 d. 事案処理方法	輸出国 (原産国)	学名	一般名	差止個体数
11	a. 2022年6月3日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	タイ	<i>Primates</i>	サル	21
12	a. 2023年1月13日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 任意放棄	韓国	<i>Gekkota</i>	ヤモリ	3
13	a. 2023年1月19日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等未取得 d. 任意放棄	マレーシア (原産国：インドネシア)	<i>Ptyas mucosa</i>	ナンダ	5
14	a. 2023年8月2日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	タイ	<i>Cacatuidae</i>	オウム	4
			<i>Copsychus malabaricus</i>	アカハラシキチョウ	2
15	a. 2023年9月9日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等記載不備 d. 通関	米国 (原産国：ニカラグア)	<i>Agalychnis callidryas</i>	アカメアマガエル	100
			<i>Centrolenidae</i>	アマガエルモドキ	100
			<i>Dendrobatidae</i>	ヤドクガエル	50
16	a. 2023年11月12日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	タイ	<i>Primates</i>	サル	6
17	a. 2023年12月4日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 審理引継	タイ	<i>Primates</i>	サル	4
18	a. 2023年12月13日 b. 旅客手荷物 c. 輸出許可書等未取得 d. 任意放棄	タイ	<i>Geoemyda spengleri</i>	スピングラーヤマガメ	7
19	a. 2024年8月28日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等記載不備 d. 通関	ソロモン	<i>Candoia carinata</i>	パシフィックボア	51
			<i>Varanus spinulosus</i>	イザベルオオトカゲ	19
20	a. 2024年10月6日 b. 商業航空 c. 輸出許可書等記載不備 d. 通関	エジプト	<i>Uromastyx ornata</i>	ニシキトゲオアガマ	66

日本国外で阻止された、日本が目的地となっていた密輸未遂事案

2020年から2025年の間に、日本を目的地とした生体、または死体の爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類が関与する少なくとも6つの密輸未遂事案が日本国外で阻止された¹¹⁾。

事案1

コロンビア

2020年3月、コロンビアのボゴタにあるエルドラド国際空港にて、米国および日本に向けて送られる予定であった2,500個体のアマゾンマタマタ *Chelus fimbriata* (発見時点で150個体はすでに死亡していた)を含む小包が、探知犬によって発見された (BBC, 2020; Robin des Bois, 2020)。

事案2

カナダ

2020年12月、バンクーバー国際空港にて、ガイアナからカナダを経由して日本へ向かっていた、キムネチュウハシ *Pteroglossus viridis* やアカオビチュウハシ *Pteroglossus aracari* を含む計50個体のオウム類およびオオハシ科 *Ramphastidae* (オオハシ科一頭体は死亡した状態で発見された) が、感染症を予防するためのカナダの法律に違反していたとして阻止された。適切な許可書を伴っていなかったものの、この貨物は最終的に日本に輸送された (Weisgarber, 2021; Robin des Bois, 2021)。

事案3

ハンガリー

2022年3月28日、ハンガリーにて欧州産の爬虫類を日本へ輸送し、購入者に対して偽造した証明書を提供していたとされる男が自宅で逮捕された。警察は、ヨーロッパヌマガメ *Emys orbicularis*、ミロスカベカナヘビ *Podarcis milensis*、ペインテッドフロッグ *Discoglossus pictus*、およびヨーロッパヤマカガシ *Natrix natrix* を含む、計73種の両生類と爬虫類を発見した (Robin des Bois, 2022)。

事案4

メキシコ

2025年2月21日、メキシコシティ国際空港にて、成田国際空港行きのスーツケースの中から計137個体の生体 (カメ類121個体、カエル類16個体)が発見された。押収された個体には、カロリナハコガメ *Terrapene carolina* 53個体、ハラガケガメ *Claudius angustatus* 53個体、コロドロガメ *Kinosternon cora* 10個体、ネルソンハコガメ *Terrapene nelsoni* 3個体、テイラーアカミミガメ *Trachemys taylori* 2個体、およびカンムリアマガエル *Triprion spinosus* 16個体が含まれていた (Gobierno de Mexico, 2025a)。

事案5

メキシコ

2025年5月19日、メキシコシティ国際空港にて、過去に他の国々 (エクアドルおよびニュージーランド) で密輸未遂により逮捕された経歴のある、悪名高い国際野生生物密売人として知られる「Gustavo N」という男が、299個体の爬虫類 (キノボリアリゲータートカゲ属 *Abronia spp.* 141個体、ツノトカゲ属 *Phrynosoma spp.* 61個体、コブトカゲ属 *Xenosaurus spp.* 26個体、メキシコトカゲ属 *Barisia spp.* 24個体、ハリトカゲ属 *Sceloporus spp.* 20個体、ヘルメットイグアナ属 *Corytophanes spp.* 10個体、キングヘビ属 *Lampropeltis spp.* 9個体、バジリスク属 *Basiliscus spp.* 4個体、カンムリトカゲ属 *Laemantcus spp.* 3個体、およびフミキリヘビ属 *Spilotes spp.* 1個体)を入れた2つのスーツケースを携え、日本行きのフライトに搭乗する直前に逮捕された (Gobierno de Mexico, 2025b)。

事案6

タイ

2025年7月、タイのスワンナブーム国際空港にて53歳の日本人の男が、インドホシガメ *Geochelone elegans* 2個体、コバルトツリーモニター *Varanus macraei* 2個体、および6つの菓子箱に入れられた21個体のカメを含む様々な種の爬虫類をスーツケースに隠匿していたとして逮捕された (Wipatayotin, 2025)。

11. 有益な追加情報となると判断されたため、このセクションには2025年に発生した事案も含めた。

3 考察

国連貿易統計、日本の貿易統計、およびワシントン条約取引データを用いて、2015年から2024年までの期間における日本の野生動物の取引データを分析した結果、日本は依然として野生動物の消費大国であることが示された。特に両生類および爬虫類の輸入量は2020年以降、他の主要な輸入国と比較しても顕著な増加傾向を見せ、2020-2024年の間にワシントン条約附属書掲載の爬虫類407分類群と両生類74種を輸入し、そこには合計150の絶滅危機種が含まれていた。哺乳類の輸入に関しては、国内のペット市場で取引されている種の輸入量は多くはなかったが、日本が輸入した種はしばしば市場にて高値で取引されていた。鳥類については、日本が輸入したワシントン条約掲載分類群・種数は2023年以降に増加傾向を示し、特に欧州やアジアの国々から多数の種を輸入して複雑な取引ネットワークを形成していた。

さらに、分布情報、絶滅のおそれのレベル、固有種の生息国の法令、国内市場調査、外来種リスク、および違法取引のデータを、2020年から2024年の間の日本のワシントン条約輸入データと照らし合わせることで、以下に挙げるいくつかの注目すべき懸念点が浮き彫りになった。

野生由来の種の輸入

対象分類群において、日本が輸入した生体のワシントン条約附属書掲載種の大部分は飼育下繁殖個体であった。しかし、特定の国から輸出された種・分類群は圧倒的に野生から捕獲されたものであり、日本の需要が、飼育下繁殖技術が安定して確立されていないか、あるいはほとんど存在しない種に対して、直接的な捕獲圧をかけていることが判明した。野生由来個体に依存して輸出を行っていた主な国と分類群は、マダガスカルからのトカゲ亜目および両生類種、ガイアナからのヘビ亜目および鳥類種、そしてコンゴ民主共和国からのトカゲ亜目種であった。

特に、マダガスカルから輸出された固有のカメレオン、ヤモリ、およびカエル種は特に懸念が強い。同島は独自の生態系を有しており、野生個体の捕獲は、十分に管理されなければ種の存続にとって致命的となり得るためである。ワシントン条約は1994年、多くのマダガスカル固有種が国際的なペット需要を満たすために搾取されていたことを受けて、マダガ

スカル原産の4種を除くすべてのカメレオン種に対して大規模な輸出禁止措置を課したが (Carpenter et al., 2005)、持続可能な取引が可能と判断された後の2010年頃から輸出の大部分が再開された。しかし近年、多くのカメレオン種が島の保護区内で違法に捕獲されており、日本を含む国際的なペット取引における需要がこの不法な活動を一部助長していると報じられている (Kessler, 2021)。これらの証拠は断片的なものであり、近年日本が輸入したマダガスカル固有種の多くは必ずしも絶滅危機種というわけではないが、多くのIUCNレッドリスト評価は2011年頃にされたものでありその評価は古いと言わざるを得ない。さらに、特定された種の「無害証明」(以下「NDF」という)に関するプロセス、すなわち輸出国の管理当局が取引による種の生存能力への潜在的リスクを評価する義務的な手続きに関する情報が公開されておらず、種に対する需要が個体群にどのように影響しているかを評価することを困難にしている。NDFを策定するために多くのガイドラインが確立されているものの、その評価結果の正確さを保証する法的拘束力はない。その一例として、公開されている36のNDFを検証したワシントン条約事務局の報告書によると、過去および現在の捕獲パターンと死亡率をNDFの評価基準として適格に考慮していたのはわずか17% (6/36)にとどまっていた (CITES, 2020)。

マダガスカル種は国際取引の需要の影響を受けやすいことが知られているため (Cash et al., 2025)、生息国固有の貴重な種において国際取引がその個体群を激減させる前に、野生個体群の捕獲の持続可能性をより多くのデータに基づいて確保することが不可欠である。

生息国で保護されているが国際取引されている固有種

ワシントン条約取引データから、日本は世界中の国々から多数の固有の爬虫類 (172種)、両生類 (40種)、および鳥類 (35種)を輸入していることが明らかとなり、その多くが生息国において保護されていることが分かった (例：オーストラリア、中国、メキシコ、ベトナム、ペルー、およびインドネシアの固有種)。さらに、日本が輸入した一部の固有種については、生息国から輸出されたというワシントン条約取引記録が一切存在しなかった。生息国の国内法の下で保護されてい

る固有種が、どのようにしてその国から輸出されたのかという点は正確に把握することが難しい。国内・国際法による保護の対象となる前に輸出された可能性もあれば、ロンダリングや国内法に違反して輸出された可能性もあるが、トレーサビリティを確保する枠組みが存在しないため、由来を実証することはほぼ不可能である。

ベトナムの固有種の日本へのロンダリング (Janssen & Indenbaum, 2019) や、インドネシアの鳥類種のフィリピンへのロンダリング (Sy et al., 2022) を含め、固有種のロンダリングの可能性は過去に記録されており、これらは本調査で明らかになったパターンと一致している。最近の事例としては、エクアドルのガラパゴス諸島にしか生息していない固有種であるガラパゴスリクイグアナ *Conolophus subcristatus* (VU) が、2017年から2023年の間にウガンダから日本へ数回輸入されている。しかし、エクアドルで同種は捕獲や取引を禁止する厳格な法律の下で保護されているため、国際取引に流通することは理論上不可能である。このため、取引された個体はガラパゴス諸島から不法に持ち出され、ウガンダへ密輸され、最終的に日本を含む「消費国」へとロンダリングされたことが疑われている (IFAW, 2024)。

2025年に開催されたワシントン条約第20回締約国会議 (CITES CoP20) において、固有種に関するいくつかの重要な

決定が下された。そこには、取引の対象となっている個体、繁殖個体の親世代の個体、または親個体の取得の合法性に関して不確実性が残る場合、許可書を発行または受理する国に対し、その固有種の生息国に照会することを奨励することが含まれており (CITES, 2025)、この問題の重要性が世界規模で議論されていることを示している。

固有種を直接生息国からではなく、生息国ではない国を経由して多数輸入している国として、日本は主要な輸出国や生息国との協力を強化し、取引相手となっている輸出国が発行した許可書の信憑性を検証するとともに、取引される個体が合法的に取得されたことを確実にするため、その種の親個体がどのような経由で輸出国に行きついたのかを確認すべきである。

ワシントン条約取引データと市場調査データの不一致

ワシントン条約の輸入に関するデータと国内市場調査データとを比較したところ、公式な輸入記録が一切存在しないにも関わらず日本の市場で販売広告されていた種 (ミニナシオオトカゲ、マサイヨロイトカゲ、クラークトゲオイグアナ、オアハカトゲオイグアナ、フィエラヘラオヤモリ、およびチョー



ガラパゴスリクイグアナ *Conolophus subcristatus*
エクアドルのガラパゴス諸島だけに生息する固有種。生息地が限られ、エクアドル国内で厳格に保護されているが、日本は過去にウガンダから本種を輸入した記録があり、輸入した個体の親個体は違法に捕獲された個体であったかもしれない。

イトカゲモドキ)が確認されたほか、輸入記録と一致しない由来コードで広告掲載されている種(コルデンススツリーモニター)も見つかった。輸入記録のない種については、ワシントン条約の取引記録がまだ反映されていないか(例:2025年に輸入されたなど)、あるいは市場で販売されていた個体については条約適用前に輸入されたものである可能性がある。市場で販売されていた個体の多くは、由来、生年月日、輸入日、および原産国/輸出国に関する情報が提供されていないが多かったという事実と相まって、それらの個体の由来の違法性を断定することは困難である。

輸入記録と一致しない由来で販売されていた種については、ワシントン条約事務局への報告エラーである可能性や、広告掲載された個体が約30年以上前に輸入されたものである可能性がある。しかし、インドネシアから飼育下繁殖または飼育下生まれの由来コードで輸出された多くの個体が、実際には野生から捕獲された個体のロンダリングであったことが、オオトカゲ属 *Varanus spp.* の種を含めて過去に報告されている(Lyons & Natusch, 2011; Nijman & Shepherd, 2009, 2015)。さらに、別のオオトカゲ種であるコバルトツリーモニター *Varanus macraei* が、インドネシア国内で保護されているにもかかわらず日本国内で野生由来として販売されており、ロンダリングの可能性が提起されていることから(Wildview Analytics & WWF-Japan, 2025)、日本が飼育下繁殖個体として輸入した種が、本当に持続可能な繁殖施設に由来するものなのか、それとも野生から捕獲されたものなのかという疑問が残る。飼育下繁殖個体として野生由来個体をロンダリングする事例は、本調査で特定された種を含む哺乳類、鳥類、および両生類種などの他の多く分類群についても事例が報告されており(Davies et al., 2024; Edmonds et al., 2026; Warne et al., 2023; Scotland & Weeden, 2025)、日本が飼育下繁殖個体として輸入している種に対しても注視する必要がある。

理論上、輸出国は取引される個体が生息国の国内法に違反して取得されたものではないことを証明する「合法的取得の認定(以下「LAF」という))」を行なう義務があるため、輸出許可書を発行する前に、保護されている種が合法的に調達されたものであることを確認しなければならない。しかし、LAFの実施レベルは、各国のLAFの仕組みが法的拘束力を持たないなどを理由に、国によって大きく異なっている(Korwin et al., 2019; TRAFFIC & Fauna and Flora International, 2019)。日本に輸出され、国内市場で取引される個体の合法性を確保するためには、輸出国、生息国、輸入国の政府当局、ならびに卸売業者や小売業者を含むサプライチェーン内のすべてのステークホルダーが、取引された個体に関する情報を種レベ

ルで正確に記録、報告、確認、および開示することが極めて重要となる。現状はこのような運用には程遠い状況と言わざるを得ないが、このプロセスは、将来の消費者が正確な情報に基づいた意思決定を行なうのを助け、野生生物取引の持続可能性を長期的に担保するためのトレーサビリティシステムを構築するために不可欠である。

爬虫類および両生類の輸入量のうちワシントン条約の規制対象は半分に満たない

貿易統計の輸入量とワシントン条約の輸入量との比較から、爬虫類および両生類のワシントン条約の生体の輸入量は全体の30%~40%を占めるにとどまっていることが示された。さらに、市場調査で記録された爬虫類種の約50%および両生類種の75%は、ワシントン条約の附属書非掲載種であった。

ワシントン条約の附属書に掲載されていない爬虫類種には、24の絶滅危機種が含まれており、そこにはベトナムの固有種であるヤミイロホソユビヤモリ *Cyrtodactylus nigriocularis*、タイの固有種であるセスジディクソンゲッコ *Dixonius kaweesaki*、およびニューカレドニアの固有種であるコモチミカドヤモリ *Rhacodactylus trachycephalus* (すべてCR)が含まれていた。両生類種には、エクアドルの固有種であるリオベスカドフキヤガマ *Atelopus balios* (CR)、トルコの固有種であるバランツエイモリ *Neurergus barani* (EN)、および日本の固有種であるシリケンイモリ *Cynops ensicauda* (VU)が含まれていた。

国際ペット市場で取引されている多くの野生動物種が過去数年間に新しくワシントン条約の対象となったものの(WCS Colombia, 2025)、本分析の結果は、絶滅の危機に瀕している取引種をワシントン条約の規制が依然として網羅的にはカバーできていない実態を示した。このような状況への懸念は、日本に限ったことではなく国際レベルでも問題提起されている(Marshall et al., 2025)。最近新種発見された種や、一風変わった珍しい特徴を持つ種は特に需要が高いが、これらの種はモニタリングによるデータが不足していることが多いため、顕著な取引量が確認されるまで規制されない傾向がある(Hughes et al., 2021; Marshall et al., 2020)。したがって、主要な輸出国および消費国は、取引規制(ワシントン条約および国内法を含む)による保全の取り組みの必要がある種を特定するために、取引される野生生物のモニタリングとデータの共有を積極的に協力して行なうことが求められる。



規模の大きい爬虫類および両生類の差止事案

日本の水際におけるワシントン条約附属書掲載種の差止事案の収集から、20件中14件の事案が商業目的の航空貨物から摘発されたことが分かった。これら事案からは多数の爬虫類や両生類の個体の差し止めが行なわれたが、商業航空の貨物から摘発された事案のうち警察に送致され、さらなる捜査が行なわれた事案は一件もなかった。事案の中には摘発後に公式な輸出許可書が提出され、最終的に通関が許可されたものもあると考えられる。しかし、貨物事案14件のうち4件は差し止め個体の任意放棄として処理されており、そこにはニカラグアから輸出され、20件の事案の中で最も多くの差止个体数(341个体)を記録した爬虫類・両生類の事案が含まれていた。一度に多くの動物を輸入する場合、商業目的である可能性が高いため、それらの事案がさらなる捜査に至らなかったという事実は憂慮すべき実態である。

日本に到着する前に他の国々で摘発された密輸未遂事案においても、多量の爬虫類および両生類種が押収されていた。顕著な事案は、2025年5月にメキシコで阻止された事案であり、

国際的な密輸に関わる人物として悪名高い男が、日本行きフライトに搭乗する前にスーツケースの中に総計299個体の爬虫類を隠匿していたとして逮捕された。この事案は、日本が国外を拠点とする密輸ネットワークの間でも収益性の高い野生生物市場を持つ国として知られている可能性を例証しており、違法な活動を助長した日本国内の犯罪ネットワークの存在をも示唆している。したがって、日本で取引が確認されている野生生物が多く差し止められた日本国外で発生した密輸未遂事案については、執行当局や輸出国として特定された国々と協力し、違法な野生生物取引を根絶するためにさらなる捜査を行なうことが重要となる。

公衆衛生を脅かす可能性のある種の差し止め

カンクイザル以外の哺乳類および鳥類種の輸入数量は両生爬虫類ほど高くなかったものの、タイを輸出元とする霊長類および鳥類種の差し止めが占める高い割合は懸念事項である。これらの動物種は感染症の媒介となる可能性のある動物として輸入を制限する厳格な法律が存在するにもかかわらず、日

本国内で高値で取引されており（Leupen et al., 2024; Kitade & Naruse, 2020）、希少な動物を飼育したいという国内の需要が密輸を助長している可能性がある。現在、日本には野生動物を扱う、販売する、または展示する事業者に対し、その種が種の保存法の下で保護されていない限り、合法的な取得を証明することを義務付ける法制度が存在しない。これは、一度日本の国内に入ってしまうと、密輸された個体が取引されることを可能にする法の抜け穴であるといえる（Kitade & Naruse, 2020）。過去には、日本のいわゆる「アニマルカフェ」で展示されていたカワウソが、タイ国内で密猟が横行しているホットスポットに生息する野生のカワウソ個体群の生物学的特性を持っていたことが判明しており（Fujihara et al., 2025）、日本国内に密猟・密輸個体が紛れ込んでいる可能性を示している。さらに、来訪者が様々な種類の野生動物と触れ合うことができるアニマルカフェにおいて、いくつかの種類の病原性細菌が発見されており（WWF Japan & Graduate School of Veterinary Medicine Hokkaido University, 2025）、それらカフェでは本報告書でも差し止め事案を示したコモナーモセットやショウガラゴ属などの種が展示動物に含まれていた。密輸された動物は必要な検疫を受けていないため、人獣共通感染症の病原体を保有する個体が一般の人々の手に渡ってしまうリスクが高まる。例えば、タイから密輸されブリュッセル国際空港で押収されたクマタカ *Spizaetus nipalensis* の個体から、高病原性鳥インフルエンザ A/H5N1 ウイルスが検出されている（Van Borm et al., 2005）。さらに、密輸の過程で劣悪な環境におかれた動物は、免疫抑制の傾向を示し病原体の保有率が増加する可能性があり、それによって人獣共通感染症の伝播リスクが高まることも知られている（Hing et al., 2016; Rush et al., 2021）。日本に珍しい動物への需要が存続し、国内で野生動物の合法的な取得を保証する法制度や、人々と野生動物との間の適切な距離を確保する規制が確立されない限り、野生動物が介する公衆衛生上のリスクを最小化することは困難であるといえる。

大量に輸入される外来種のリスクを持った爬虫類

2020年から2024年の間に特定されたすべてのワシントン条約附属書掲載種の中で最も多い輸入個体数を記録したクサガメ（97,412個体）は、日本の在来淡水ガメ種であるニホンイシガメとの間で遺伝的攪乱を引き起こしていることが知られており（Suzuki, 2024）、外来種の観点から注意を要する。本種は日本で一般的にペットとして飼育されている淡水ガメであり、ペットの飼い主が「迷子ペット」に関する情報を投稿できるウェブサイト（<https://lostpet.jp/>）を検索しただけでも、

多数の個体が確認された。日本はこれまでに、1950年代以降にミシシippアカミミガメ *Trachemys scripta elegans* を大量に輸入し、国内でペットとして広く飼育された本種は、その後日本各地で野生化が確認され（NIES, 2025）、現在は「条件付特定外来生物」に指定されるという問題を抱えている。クサガメにおいても同じ過ちを繰り返す途上にあるのではないかという懸念を想起させる。

大量に輸入されている他の種、例えばボールパイソン（61,723個体）、エボシカメレオン（19,449個体）、サバンナモニター（16,842個体）、およびグリーンイグアナ（11,985個体）も、他国において外来種として記録されている。これらも日本国内でペットとして取引されているため、国内市場におけるこれらの種の流通実態や目撃情報のさらなる調査が必要である。現在、日本には、輸入量や取引量に基づいて種の侵入性・外来種のリスク評価をする体系的な法的枠組みが存在しない。しかし、輸入量や取引量は種が野生に遺棄されたり脱走したりする可能性を評価する上で極めて重要な指標となる。したがって、在来種ではない種が日本国内で定着するリスクを定量化するために、政府、専門家、および業界が協力して、より体系的なリスク評価を実施できる仕組みを構築することが非常に重要である。

4 結論

国際的な野生生物取引の全容を把握することは、取引される種の多様さ、膨大な取引量、サプライチェーンに関与する多数の国やステークホルダーの複雑な絡み合いがあり容易なことではない。しかし、本報告書は、爬虫類、両生類、哺乳類、および鳥類種の生体の日本への輸入における近年の動向を探る一助となり、これまで報告されていなかった独自の知見を明らかにした。

対象分類群の輸入量および経済的価値の傾向は、特に2020年以降、国際的な野生生物取引における消費国としての日本の責任、とりわけ両生爬虫類種における存在感を示した。日本のワシントン条約附属書掲載種の輸入は複雑で他の消費国と比較しても際立っており、様々な輸出国や原産国から多様な種を輸入して複雑な取引ネットワークを形成していることが浮き彫りになった。日本が輸入した個体の大部分が飼育下繁殖個体であったものの、特定の国からの分類群（例：マダガスカルやガイアナ）はほとんどが野生から捕獲されたものであり、種への捕獲圧に対する懸念を高めていることも判明した。

さらに、日本は生息国からの輸出記録が一切存在しない、生息国で保護・規制されている固有種を、非生息国を経由して多く輸入していた。各国の法律で保護されている固有種が国際取引にどのように入り込んだのかを検証することは困難であるが、これらの結果は「合法的な輸入」がサプライチェーンの原点においては不法に取得されていた可能性を含むことを示しており、直接取引をしている輸出国だけでなく、サプライチェーン全体を通じて取引個体の取得の合法性を確認するという、輸入国側の責任を改めて認識する必要性を示している。

ワシントン条約取引データと国内市場調査の比較は、日本が輸入する種の半分以上がワシントン条約非掲載種であることを明らかにし、さらに、日本への輸入記録が一切存在しないワシントン条約附属書掲載種が流通している状況を明らかにした。販売されていた個体の合法性の確認は、野生動物を販売・展示する事業者に対し、由来を明らかにすることを義務付ける規制など枠組みが存在しないため、合法性やトレーサビリティが担保されていない。

急速に進化する野生動物の取引市場を抱える国として、国際機関、主要な輸出国、原産国、および輸入国の政府当局、ペット業界、そして専門家がさらなる調査、研究、および継続的なモニタリングを実施し、合法かつ持続可能な野生生物取引を確実にするために積極的な措置を講じることが不可欠である。

5 提言



©Tom Vierus WWF-Pacific

本調査で明らかになった課題に対処し、より責任ある野生生物取引を行なう社会へと移行するために、以下の提言を関連するステークホルダーに対して提示する。

ワシントン条約事務局

- 国際取引が締約国間で効果的に規制、管理されることを保証するため、LAF（決議 18.7）、NDF（決議 16.7）、および絶滅のおそれのある固有種の取引（決定 20.147 から 20.151）といったワシントン条約の決議および決定の各締約国の実施状況について、包括的なレビューを行なうこと。
- NDFを策定するプロセスに第三者の専門家を含めることを締約国に対して強く奨励し、取引の持続可能性を確実にするために、順応的管理の考え方に基づき各国の固有種の保護レベルを定期的に再評価する必要性を改めて示すこと。

輸出国および原産国

- 飼育繁殖施設の証明や、取引個体が野生から捕獲されて輸出業者に至るまでの一連の取引経路における合法性の保証含め、信頼できる LAF および NDF が存在する場合にのみ輸出許可書を発行すべきである。また、輸出許可書の情報が、実際に輸出される個体と一致していることを確実にすること。
- 固有種や野生由来の在来種を輸出・利用している国、または大規模なランチング事業を行なっている国は、当該種の専門家と協力し、近年の取引需要に起因する捕獲圧を考慮した最新の種の個体数の動向調査を実施すること。

日本政府および執行機関

- 取引の合法性と持続可能性を検証するために、日本が頻繁に取引を行なう国々と連携体制を強化し、コミュニケーションを円滑化し、ロンダリングや許可書の不正利用の可能性が発覚した場合に速やかに情報を共有すること。
- 輸出許可書が属レベルではなく種のレベルで発行されている場合にのみ、ワシントン条約附属書掲載種の輸入を許可し、ワシントン条約事務局への年次報告書にはすべての記録を種レベルで提出すること。
- 国内市場で取引される野生生物のトレーサビリティシステムを構築し、野生生物の繁殖、販売、および展示に従事する事業者に対し、要請があった場合には輸出許可書や原産地証明書を開示することを義務付けること。
- ワシントン条約に掲載されていない種を含め、日本の包括的な野生生物の輸入、輸出、および国内取引のデータを収集するモニタリングシステム（例として、米国の LEMIS など）の構築を検討すること。
- 大量に輸入または取引されている種の外来種化リスクについて、体系的な評価を促進するように法的枠組みの変更を検討すること。
- 日本税関は、差し止められた種の、より正確な分析およびモニタリングを可能にするため、水際での差止事案を種レベルで記録すること。

事業者

- 購入を検討している人々が責任ある選択をできるように、取引する種の正確な情報を提供し、広告する個体の由来、輸出国、および原産国を確実に表示すること。
- 取引の合法性を担保にするため、飼育、販売、および展示する個体の流通経路に関するすべての情報を組み込んだトレーサビリティシステムの開発において中心的な役割を果たすこと。
- 一般消費者が生物学的なリスクを意図せず拡散させる可能性を最小限に抑えるため、飼育、販売、および展示する種の外来種化のリスクや人獣共通感染症の潜在的リスクについて周知すること。
- 生息国で保護されている種や由来が不明確である個体は、その種の地域個体群に捕獲圧をかける可能性があるため、輸入を避けること。
- 国内法、諸外国の法、あるいは国際法や規制に違反する行為を含め、いかなる不法行為にも関与する事業者の市場への参入を認めない仕組みを構築すること。

消費者

- 生物学的および動物福祉の観点から、飼育を検討している種の適切な飼育環境に関する情報を収集し、外来種化リスクや公衆衛生上の懸念も考慮すること（参考：エキゾチックペットガイド <https://www.exoticpetguide.org/>）。さらに、販売業者に対して広告されている個体の由来および合法性を確認すること。

参考文献

- Andersson, A. A., Tilley, H. B., Lau, W., Dudgeon, D., Bonebrake, T. C., & Dingle, C. (2021). CITES and beyond: Illuminating 20 years of global, legal wildlife trade. *Global Ecology and Conservation*, 26, e01455. <https://doi.org/10.1016/j.gecco.2021.e01455>
- BBC (Director). (2020, March 9). Colombian police rescue 2,000 smuggled freshwater turtles [Broadcast]. <https://www.bbc.com/news/av/51800323>
- Bea Cukai Langsa. (2026, February 9). Bea Cukai Gagalkan Ekspor Ratusan Satwa Dilindungi. Official Website Bea Cukai Langsa. <https://langsa.beacukai.go.id/berita/bea-cukai-gagalkan-ekspor-ratusan-satwa-dilindungi>
- Carpenter, A. I., Robson, O., Rowcliffe, J. M., & Watkinson, A. R. (2005). The impacts of international and national governance changes on a traded resource: A case study of Madagascar and its chameleon trade. *Biological Conservation*, 123(3), 279–287. <https://doi.org/10.1016/j.biocon.2004.11.015>
- Cash, L., Gumbs, R., & Devenish-Nelson, E. S. (2025). Assessing gecko susceptibility to international wildlife trade: A novel trait-based framework. *Biological Conservation*, 311, 111397. <https://doi.org/10.1016/j.biocon.2025.111397>
- Chen, J., Wu, X., Lin, H., & Cui, G. (2023). A comparative analysis of the List of State Key Protected Wild Animals and other wildlife protection lists. *Biodiversity Science*, 31(6), 22639. <https://doi.org/10.17520/biods.2022639>
- CITES. (2020, July 17). AC31 Doc. 14.1/PC25 Doc. 17. Interpretation and implementation matters, Report of the Secretariat. In Joint Sessions of the 31st Meeting of the Animals Committee and the 25th Meeting of the Plants Committee Geneva (Animals Committee). CITES. <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/ac-pc/ac31-pc25/E-AC31-14-01-PC25-17.pdf>
- CITES. (2025). CITES Cop 20.147 to 20.151 Trade in threatened endemic species. <https://cites.org/eng/dec/index.php/55962>
- Davies, A., D’ Cruze, N., & Martin, R. (2024). A review of commercial captive breeding of parrots as a supply-side intervention to address unsustainable trade. *Conservation Biology*, 38(5), e14338. <https://doi.org/10.1111/cobi.14338>
- DCCEEW. (2025). Commercial trade of wildlife products—DCCEEW. Australian Government Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water. <https://www.dcceew.gov.au/environment/wildlife-trade/commercial>
- Drinkwater, E., Outhwaite, W., & Kitade, T. (2021). Analysing Amphibians: A rapid assessment. TRAFFIC.
- Edmonds, D., Du, J., Stickley, S., & Sucre, S. (2026). Tracking the hidden trade of non-native pet amphibians in the United States. *Biological Conservation*, 315, 111714. <https://doi.org/10.1016/j.biocon.2026.111714>
- Falcón, W., Ackerman, J. D., Recart, W., and Daehler, C. C. (2013) "Biology and Impacts of Pacific Island Invasive Species. 10. Iguana iguana, the Green Iguana (Squamata: Iguanidae)," *Pacific Science* 67(2), 157-186, <https://doi-org.wwwf.idm.oclc.org/10.2984/67.2.2>
- Fujihara, M., Suzuki, A., Klinsawat, W., Chutipong, W., Sarabian, C., Sigaud, M., Gris, V., & Inoue-Murayama, M. (2025). Molecular tracing of the geographical origin of captive Asian small-clawed otters in Japan. *Conservation Science and Practice*, 7(4), e70010. <https://doi.org/10.1111/csp2.70010>
- Gippet, J. M. W., Carlson, C. J., Klaftenberger, T., Schweizer, M., Eskew, E. A., Gore, M. L., & Bertelsmeier, C. (2026). Wildlife trade drives animal-to-human pathogen transmission over 40 years. *Science*, 392(6794), 178–182. <https://doi.org/10.1126/science.adw5518>
- Gobierno de Mexico. (2025a, February). Profepa asegura 120 tortugas y 16 ranas vivas en el AICM; pretendían enviarlas a Japón. gob.mx. <http://www.gob.mx/profepa/prensa/profepa-asegura-120-tortugas-y-16-ranas-vivas-en-el-aicm-pretendian-enviarlas-a-japon?state=published>
- Gobierno de Mexico. (2025b, May). En operativo conjunto, detienen a traficante internacional de especies de fauna silvestre. gob.mx. <http://www.gob.mx/profepa/prensa/en-operativo-conjunto-detienen-a-trafficante-internacional-de-especies-de-fauna-silvestre?idiom=es>
- Hing, S., Narayan, E. J., Thompson, R. C. A., & Godfrey, S. S. (2016). The relationship between physiological stress and wildlife disease: Consequences for health and conservation. *Wildlife Research*, 43(1), 51–60. <https://doi.org/10.1071/WR15183>
- Hughes, A. C., Marshall, B. M., & Strine, C. T. (2021). Gaps in global wildlife trade monitoring leave amphibians vulnerable. *eLife*, 10, e70086. <https://doi.org/10.7554/eLife.70086>
- IFAW. (2010). Wildlife crime in Hispanic America: An analysis of seizures and poaching incidents in 18 countries (2017-2022). <https://www.ifaw.org/resources/wildlife-crime-hispanic-america-report>

- Ishihara, A., Kanari, K., Saito, T., & Takahashi, S. (2010). The State of Wildlife Trade in Japan. TRAFFIC East-Asia Japan.
- Janssen, J., & Indenbaum, R. A. (2019). Endemic Vietnamese reptiles in commercial trade. *Journal of Asia-Pacific Biodiversity*, 12(1), 45–48. <https://doi.org/10.1016/j.japb.2018.11.010>
- Jaureguiberry, P., Titeux, N., Wiemers, M., Bowler, D. E., Coscieme, L., Golden, A. S., Guerra, C. A., Jacob, U., Takahashi, Y., Settele, J., Díaz, S., Molnár, Z., & Purvis, A. (2022). The direct drivers of recent global anthropogenic biodiversity loss. *Science Advances*, 8(45), eabm9982. <https://doi.org/10.1126/sciadv.abm9982>
- Kessler, R. (2021, January 20). Pet trade relies on ‘disposable’ wild chameleons from Madagascar. *Conservation News*. <https://news.mongabay.com/2021/01/pet-trade-relies-on-disposable-wild-chameleons-from-madagascar/>
- Kitade, T., & Naruse, Y. (2018). Otter Alert: A rapid assessment of illegal trade and booming demand in Japan. TRAFFIC.
- Kitade, T., & Naruse, Y. (2020). Crossing the Red Line: Japan’ s Exotic Pet Trade. TRAFFIC Japan.
- Kitade, T., & Wakao, K. (2022). Illuminating Amphibians: The amphibian trade in Japan. TRAFFIC.
- Korwin, S., Denier, L., Lieberman, S., & Reeve, R. (2019). Verification of Legal Acquisition under the CITES Convention: The Need for Guidance on the Scope of Legality. *Journal of International Wildlife Law and Policy*, 22(3), 1–31.
- Leupen, B. T. C., Wakao, K., Asakawa, Y., Eaton, J. A., & Bruslund, S. (2024). Live owls in Japanese pet stores and cafés: Volumes, species, and impediments to effective trade monitoring. *Journal of Asia-Pacific Biodiversity*, 17(3), 513–524. <https://doi.org/10.1016/j.japb.2024.03.006>
- Lyons, J. A., & Natusch, D. J. D. (2011). Wildlife laundering through breeding farms: Illegal harvest, population declines and a means of regulating the trade of green pythons (*Morelia viridis*) from Indonesia. *Biological Conservation*, 144(12), 3073–3081. <https://doi.org/10.1016/j.biocon.2011.10.002>
- Macdonald, D. W., Harrington, L. A., Moorhouse, T. P., & D’ Cruze, N. (2021). Trading Animal Lives: Ten Tricky Issues on the Road to Protecting Commodified Wild Animals. *BioScience*, 71(8), 846–860. <https://doi.org/10.1093/biosci/biab035>
- Marshall, B. M., Strine, C., & Hughes, A. C. (2020). Thousands of reptile species threatened by under-regulated global trade. *Nature Communications*, 11(1), 4738. <https://doi.org/10.1038/s41467-020-18523-4>
- McRae, L., Freeman, R., Geldmann, J., Moss, G. B., Kjær-Hansen, L., & Burgess, N. D. (2022). A global indicator of utilized wildlife populations: Regional trends and the impact of management. *One Earth*, 5(4), 422–433. <https://doi.org/10.1016/j.oneear.2022.03.014>
- Michael Marshall, B., Alamshah, A. L., Cardoso, P., Cassey, P., Chekunov, S., Eskew, E. A., Fukushima, C. S., García-Díaz, P., Gore, M. L., Lockwood, J. L., Rhyne, A. L., Sinclair, J. S., Thomas Strine, C., Stringham, O. C., Tlusty, M. F., Valdez, J. W., Watters, F., & Hughes, A. C. (2025). The magnitude of legal wildlife trade and implications for species survival. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 122(2), e2410774121. <https://doi.org/10.1073/pnas.2410774121>
- MINAGRI. (1999). Prohiben caza, extracción, transporte y/o exportación con fines comerciales de especies de fauna silvestre no autorizados por el INRENA, a partir del año 2000. <https://sinia.minam.gob.pe/normas/prohiben-caza-extraccion-transporte-yo-exportacion-fines-comerciales-0>
- Morton, O., Scheffers, B. R., Haugeaasen, T., & Edwards, D. P. (2021). Impacts of wildlife trade on terrestrial biodiversity. *Nature Ecology & Evolution*, 5(4), 540–548. <https://doi.org/10.1038/s41559-021-01399-y>
- Myhrvold, N. P., Baldrige, E., Chan, B., Sivam, D., Freeman, D. L., & Ernest, S. K. M. (2015). An amniote life-history database to perform comparative analyses with birds, mammals, and reptiles. *Ecology*, 96(11), 3109–3109. <https://doi.org/10.1890/15-0846R.1>
- N. Ngo, H., Nguyen, H. Q., Tran, H. M., Phan, T. Q., Tran, T. T., Gewiss, L. R., Rödder, D., Nguyen, T. Q., & Ziegler, T. (2022). Living under the risk of extinction: Population status and conservation needs assessment of a micro–endemic tiger gecko in Vietnam. *Animal Biodiversity and Conservation*, 45(2), 175–188.
- NIES. (2024). Crab-eating macaque - National Institute for Environmental Studies: Invasive Species Database-. <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10380e.html>
- NIES. (2025). Red-eared Slider- National Institute for Environmental Studies: Invasive Species Database-. <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/30050.html>
- Nijman, V. (2021). Zoos consenting to the illegal wildlife trade – the earless monitor lizard as a case study. *Nature Conservation*, 44, 69–79. <https://doi.org/10.3897/natureconservation.44.65124>

- Nijman, V., & Shepherd, C. R. (2009). WILDLIFE TRADE FROM ASEAN TO THE EU: ISSUES WITH THE TRADE IN CAPTIVE-BRED REPTILES FROM INDONESIA. TRAFFIC Europe Report for the European Commission, Brussels, Belgium.
- Nijman, V., & Shepherd, C. R. (2015). ADDING UP THE NUMBERS An investigation into commercial breeding of Tokay Geckos in Indonesia. TRAFFIC. Petaling Jaya, Selangor, Malaysia.
<https://www.traffic.org/publications/reports/adding-up-the-numbers-an-investigation-into-commercial-breeding-of-tokay-geckos-in-indonesia/>
- Nijman, V., & Stoner, S. S. (2014). Keeping an ear to the ground: Monitoring the trade in earless monitor lizards. TRAFFIC.
- Pagad, S., Bisset, S., & McGeoch, M. A. (2022). Country Compendium of the Global Register of Introduced and Invasive Species. Dataset. [Dataset]. Zenodo. <https://doi.org/10.5281/zenodo.6348164>
- Robin des Bois. (2020). On the Trail. 28. https://robindesbois.org/wp-content/uploads/ON_THE_TRAIL_28.pdf
- Robin des Bois. (2021). On the Trail. 31. https://robindesbois.org/wp-content/uploads/ON_THE_TRAIL_31.pdf
- Robin des Bois. (2022). On the Trail. 35. https://robindesbois.org/wp-content/uploads/ON_THE_TRAIL_35.pdf
- Rush, E. R., Dale, E., & Aguirre, A. A. (2021). Illegal Wildlife Trade and Emerging Infectious Diseases: Pervasive Impacts to Species, Ecosystems and Human Health. Animals, 11(6), 1821. <https://doi.org/10.3390/ani11061821>
- Scheffers, B. R., Oliveira, B. F., Lamb, I., & Edwards, D. P. (2019). Global wildlife trade across the tree of life. Science, 366(6461), 71–76. <https://doi.org/10.1126/science.aav5327>
- Scotland, J., and Weeden, A. M. (2025) 'An Illusion of Legality: Wildlife Laundering in Colombia and Mexico', Research Papers, 2 December 2025, RUSI
<https://www.rusi.org/explore-our-research/publications/research-papers/illusion-legality-wildlife-laundering-colombia-and-mexico>
- SEMARNAT. (2010). Secretaria de Medio Ambiente y Recursos Naturales | Gobierno | gob.mx. Gobierno de Mexico.
<https://www.gob.mx/semarnat>
- Suzuki D. (2024). クサガメ日本列島集団の起源とニホンインシガメに対する遺伝的攪乱: 遺伝子解析から見る外来種問題 [The origin of the Reeves' Turtle population and genetic disruption to the Japanese pond turtle: Invasive species problems seen through genetic analysis.]. 遺伝 : 生物の科学, 78(6), 492–497.
- Sy, E. Y., Raymundo, J. J., & Chng, S. (2022). Farmed or poached? The trade of live Indonesian bird species in the Philippines. TRAFFIC, Southeast Asia Regional Office.
<https://www.traffic.org/publications/reports/farmed-or-poached-the-trade-of-live-indonesian-bird-species-in-the-philippines/>
- TRAFFIC, & Fauna and Flora International. (2019). Proving Legality: The Trade in Endemic Caribbean Reptiles. TRAFFIC.
https://www.traffic.org/site/assets/files/12341/trade_in_endemic_caribbean_reptiles.pdf
- UNEP. (2016). The rise of environmental crime: A growing threat to natural resources peace, development and security—A UNEP--INTERPOL rapid response assessment (C. Nellemann, A. Kreilhuber, D. Stewart, M. Kotsovou, P. Raxter, E. Mrema, & S. Barratt, Trans.; Technical Report Nos. 978-82-690434-1-9). <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/7662>
- UNODC, U. N. O. on D. and C. (2024). World Wildlife Crime Report 2024: Trafficking in Protected Species. United Nations.
<https://doi.org/10.18356/9789211064582>
- Van Borm, S., Thomas, I., Hanquet, G., Lambrecht, B., Boschmans, M., Dupont, G., Decaestecker, M., Snacken, R., & van den Berg, T. (2005). Highly Pathogenic H5N1 Influenza Virus in Smuggled Thai Eagles, Belgium. Emerging Infectious Diseases, 11(5), 702–705.
<https://doi.org/10.3201/eid1105.050211>
- Wakao, K., Janssen, J., & Chng, S. (2018). Scaling up: The contemporary reptile pet market in Japan. TRAFFIC Bulletin, 30(2), 64–71.
- Warne, R. K., Moloney, G. K., & Chaber, A.-L. (2023). Is biomedical research demand driving a monkey business? One Health, 16, 100520.
<https://doi.org/10.1016/j.onehlt.2023.100520>
- WCS Colombia. (2025, December 5). Landmark decisions at CITES CoP20 deliver historic safeguards for species—Many threatened by the global pet trade.
<https://colombia.wcs.org/en-us/WCS-Colombia/News/articleType/ArticleView/articleId/25697/Landmark-decisions-at-CITES-CoP20-deliver-historic-safeguards-for-species-many-threatened-by-the-global-pet-trade.aspx>
- Weisgarber, M. (2021, January 7). Federal agency says exotic bird shipment that stopped in Vancouver was not allowed in Canada. CTVNews.
<https://www.ctvnews.ca/vancouver/article/federal-agency-says-exotic-bird-shipment-that-stopped-in-vancouver-was-not-allowed-in-canada/>

- Wildview Analytics, & WWF-Japan. (2025). TRACKING THE TRADE: A Case Study of Nine Reptile Species in the Japanese Market.
- Wipatayotin, A. (2025, July 27). Japanese man caught smuggling live wildlife at Suvarnabhumi airport. Bangkok Post.
<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/3076546/japanese-man-caught-smuggling-live-wildlife-at-suvarnabhumi-airport>
- WWF Japan, & Graduate School of Veterinary Medicine Hokkaido University. (2025). 野生動物との触れ合いの現在地：野生動物を扱うアニマルカフェのリスク緊急評価—ワンヘルスの観点から野生動物との触れ合いを考える— [Current State of Interaction with Wild Animals: An Urgent Risk Assessment of Animal Cafes Handling Wild Animals – Considering Interaction with Wild Animals from a One Health Perspective –].
<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20251003animalcafe.pdf>
- WWF-Japan. (2026). Pets Gone Wild: A Driver of Biodiversity Loss.
https://www.wwf.or.jp/activities/data/pet-origin-invasive-species-report_en.pdf
- 厚生労働省 . (2024). Importation of Animals. Importation of Pets. <https://www.maff.go.jp/aqs/animal/index.html>
- 厚生労働省 . (2025). Importation of Animals. Lists of Countries/Regions Where Japan Restricts Importation of Birds.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134687.html>
- 環境省 . (2026a). Japan’ s Measures on Invasive Species. Management of Invasive Species Importation and Keeping.
- 環境省 . (2026b). Ministry of the Environment Japan. Import Regulations under Alien Species Act.
<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/shiyou/yunyu.html>



© Andrés Murrieta WWF Perú



人と野生生物が
共に自然の恵みを受け続けられる
世界を目指して活動しています

together possible™

www.wwf.or.jp

WWF® and ©1986 Panda Symbol are owned by WWF. All rights reserved.

WWF Japan (公財)世界自然保護基金ジャパン
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階

詳細やお問い合わせについては
WWFのウェブサイトwww.wwf.or.jpをご覧ください

補足資料: 消費に伴う責任: 日本の生きた野生動物の輸入

表 1. ワシントン条約附属書掲載のカメ目のうち、中国から日本に輸出された種 (2020-2024).

学名	一般名	IUCN レッドリス ト	生息国	輸入個体数
<i>Mauremys reevesii</i>	Reeves' Turtle	EN	[TW, ID, KR, KP, US, CN, JP, PW, CA, TL, HK]	81,415
<i>sMauremys mutica</i>	Yellow Pond Turtle	CR	[TW, CN, JP, VN, LA]	4,539
<i>Cuora mouhotii</i>	Keeled Box Turtle	EN	[BD, BT, CN, IN, MM, VN, TH, LA]	440
<i>Malaclemys terrapin</i>	Diamondback Terrapin	VU	[BM, US]	392
<i>Cuora flavomarginata</i>	Yellow-margined Box Turtle	EN	[CN, TW, JP]	290
<i>Cuora trifasciata</i>	Chinese Three-striped Box Turtle	CR	[CN, MM, VN, LA, HK]	216
<i>Geoemyda spengleri</i>	Black-breasted Leaf Turtle	EN	[CN, VN, LA]	190
<i>Sacalia quadriocellata</i>	Four-eyed Turtle	CR	[CN, VN, LA]	160
<i>Sacalia bealei</i>	Beale's Eyed Turtle	EN	[CN, HK]	160
<i>Cuora galbinifrons</i>	Indochinese Box Turtle	CR	[KH, CN, VN, LA]	160
<i>Mauremys nigricans</i>	Chinese Red-necked Turtle	EN	[CN, VN]	130
<i>Heosemys grandis</i>	Giant Asian Pond Turtle	CR	[KH, SG, MM, VN, TH, MY, LA]	100
<i>Cuora amboinensis</i>	Southeast Asian Box Turtle	EN	[BD, TL, BT, KH, ID, PH, SG, BN, IN, MM, VN, T...]	76
<i>Clemmys guttata</i>	Spotted Turtle	EN	[US, CA]	21
<i>Heosemys annandalii</i>	Yellow-headed Temple Turtle	CR	[KH, MM, VN, TH, MY, LA]	11

表 2: ワシントン条約附属書掲載のマダガスカルのトカゲ亜目固有種のうち、マダガスカルのみから日本に輸出があった種 (2020-2024).

学名	一般名	IUCN レ ッ ド リス ト	輸入個体数	備考 (IUCN の個体数トレンドおよび簡易検索により見つ かった広告の価格帯)
<i>Furcifer lateralis</i>	Carpet Chameleon	LC	1,317	Population is thought to be stable. Sold for between ¥21,890 – 32,000
<i>Uroplatus fimbriatus</i>	Common Flat-tail Gecko	LC	995	Population is severely fragmented. Sold for between ¥29,900 – 65,780
<i>Furcifer verrucosus</i>	Warty Chameleon	LC	684	Stable

学名	一般名	IUCN レ ッ ド リ ス ト	輸入個体数	備考 (IUCN の個体数トレンドおよび簡易検索により見つ かった広告の価格帯)
				Sold for between ¥8,800 – 29,800
<i>Uroplatus sameiti</i>	-	LC	407	Unknown Sold for between ¥23,800 – 49,800
<i>Brookesia superciliaris</i>	Brown Leaf Chameleon	LC	353	Population is likely to be declining. Sold for ¥28,000
<i>Brookesia stumpffi</i>	Plated Leaf Chameleon	LC	309	Stable Sold for between ¥19,800 – 28,000
<i>Calumma malthe</i>	-	LC	272	Outside protected areas, the population is likely to be declining. It is mostly restricted to protected area. Sold for between ¥39,800 – 78,000
<i>Calumma brevicorne</i>	Short-horned Chameleon	LC	262	Decreasing. Sold for between ¥36,080 – 78,000
<i>Brookesia therezieni</i>	Permet Leaf Chameleon	LC	246	Population is thought to be both declining and severely fragmented. Sold for between ¥15,000 – 19,800
<i>Brookesia brygooi</i>	Brygoo's Leaf Chameleon	LC	240	Unknown Sold for between ¥25,000 – 32,780
<i>Brookesia thieli</i>	Domergue's Leaf Chameleon	LC	229	Population is severely fragmented and is likely declining. Sold for ¥12,000
<i>Calumma oshaughnessyi</i>	O'Shaughnessy's Chameleon	VU	223	Population is presumed to be both declining and severely fragmented. Sold for between ¥68,000 – 98,000
<i>Calumma nasutum</i>	Nose-horned Chameleon	LC	203	Population is likely declining. (No price information found)
<i>Calumma gastrotaenia</i>	Short-nosed Chameleon	LC	161	Unknown. Sold for ¥49,800
<i>Furcifer bifidus</i>	Sakorkita misy tandroka roa mirandalana	LC	157	Population is presumed to be both declining and severely fragmented. The species has since become highly desirable in international pet trade, and there is therefore the potential for illegal collection. Sold for ¥99,000
<i>Phelsuma kochi</i>	Koch's Giant Day Gecko	LC	138	Population is likely declining. Sold for between ¥9,218 – 22,000
<i>Furcifer antimena</i>	Antimena Chameleon	VU	127	The species is presumed to occur as a severely fragmented population. Sold for between ¥78,000 – 128,000
<i>Calumma boettgeri</i>	-	LC	124	Unknown. (No price information found)
<i>Furcifer campani</i>	Campan's chameleon	VU	120	Population is presumed to be both declining and severely fragmented. This species is of interest to the pet trade and used to be traded in high volumes. (No price information found)

学名	一般名	IUCN レ ッ ド リ ス ト	輸入個体数	備考 (IUCN の個体数トレンドおよび簡易検索により見つかった広告の価格帯)
<i>Furcifer willsii</i>	Wills' chameleon	LC	119	Population may be declining. (No price information found)
<i>Brookesia ebenau</i>	Northern Leaf Chameleon	VU	118	Population is presumed to be both severely fragmented and declining. Sold for ¥19,800
<i>Calumma guillaumeti</i>	-	LC	101	Population may be declining at low elevations where its forest habitat is under pressure. (No advertisements found)
<i>Brookesia betschi</i>	-	NT	71	Population is presumed to be declining; however, the population is not thought to be severely fragmented. (No advertisements found)
<i>Furcifer angeli</i>	Angel's Chameleon	LC	70	Stable (No advertisements found but record of individual keeper found)
<i>Palleon nasus</i>	Elongate Leaf Chameleon	VU	30	Population is presumed to be both declining and severely fragmented. (No price information found. The species likely entered Japanese retail market only very recently, possibly around the end of 2025)
<i>Furcifer petteri</i>	Petter's Chameleon	VU	28	Population is presumed to be both declining and severely fragmented. (No price information found)
<i>Calumma marojezense</i>	-	NT	19	Population is likely to be declining; however, the population is not thought to be fragmented. (No advertisements found)
<i>Brookesia griveaudi</i>	Marojejy Leaf Chameleon	NT	5	Population is thought to be both declining and severely fragmented. (No advertisements found)

表 3: ワシントン条約附属書掲載のインドネシアのトカゲ亜目固有種のうち、インドネシアのみから日本に輸出があった種 (2020-2024)。

学名	一般名	IUCN レ ッ ド リ ス ト	由来コード	輸入個体数	備考 (生息地や保護規制の有無)
<i>Varanus melinus</i>	Banggai Island Monitor	EN	[C, F]	223	Endemic to Mangole and Taliabu islands, highly range-restricted species. Protected since 2018 in Indonesia.
<i>Varanus beccarii</i>	Black Tree Monitor	DD	[C, F]	151	No population information available for this species. However, they are known to be harvested for the pet trade. Not protected under national law.
<i>Varanus kordensis</i>	Biak Emerald Monitor	DD	[C, F]	99	Known only from Biak islands. It is under threat from the international pet trade.

<i>Varanus reisingeri</i>	Yellow Tree Monitor	DD	[C]	96	Known only from Misool island. It is potentially under threat from the international pet. Does not have protected status in Indonesia
<i>Varanus auffenbergi</i>	Auffenberg's Monitor	EN	[C, F]	94	Has a very restricted distribution range. It may be at risk from overcollection for the pet trade.
<i>Varanus yuwonoi</i>	Tricoloured monitor lizard	VU	[C, F]	41	Uncommonly encountered species in the wild with a much lower population density than other monitor species on Halmahera Island. High demand in international pet trade. Reports about captive breeding are unknown, thus laundering may be involved. Japan might be the top or in top3
<i>Varanus boehmei</i>	Golden Speckled Tree Monitor	DD	[C]	12	Known only from Waigeo island. Only two museum specimens are known. Captive breeding seems more feasible than for most other monitors, but there's demand for international pet market.
<i>Varanus obor</i>	Sago monitor	EN	[F]	3	Endemic to the island of Sanana. Ongoing habitat loss and harvest for the pet trade is putting pressure on its population. Very few have been recorded in CITES.

表 4：日本が輸入したワシントン条約附属書掲載種のオーストラリアの爬虫類固有種のうち、オーストラリアからの輸出記録が確認できなかった種（2020-2024）.

学名	一般名	日本に輸出した国	確認された 由来コード	輸入個体数
<i>Underwoodisaurus milii</i>	Thick-tailed Gecko	[DE, CZ]	[C, O]	634
<i>Nephurus wheeleri</i>	Banded Knob-tail	[DE, CZ]	[C, O]	189
<i>Nephurus amya</i>	Centralian Rough Knob-tail Gecko	[DE, NL, KR, CZ]	[C, O]	134
<i>Strophurus taenicauda</i>	Golden Spiny-tailed Gecko	[DE, CZ]	[C, O]	117
<i>Intellagama lesueurii</i>	Eastern Water Dragon	[DE]	[C]	106
<i>Nephurus levis</i>	Three-lined Knob-tail	[UA, CZ, CA]	[C, O]	97
<i>Egernia stokesii</i>	Gidgee Spiny-tailed Skink	[DE, NL, CZ]	[F, C, O]	91
<i>Tiliqua scincoides intermedia</i>	Common Bluetongue	[TH, TW, CZ]	[C]	74
<i>Strophurus williamsi</i>	Eastern Spiny-tailed Gecko	[CZ]	[C]	40
<i>Varanus kingorum</i>	Pygmy Rock Monitor	[DE, CZ]	[C]	38

<i>Varanus primordius</i>	Northern Blunt-spined Monitor	[DE, CZ]	[C]	31
<i>Strophurus ciliaris</i>	Northern Spiny-tailed Gecko	[DE, CZ]	[C]	24
<i>Strophurus spinigerus</i>	South-western Spiny-tailed Gecko	[CZ]	[C]	20
<i>Antaresia perthensis</i>	Pygmy Python	[DE, CZ, CA]	[C]	18
<i>Nephrurus vertebralis</i>	Midline Knob-tail	[CZ, CA]	[C, O]	15
<i>Nephrurus cinctus</i>	Northern Banded Knob-tailed Gecko	[NL]	[C]	15
<i>Tympanocryptis centralis</i>	Central Australian Earless Dragon	[CZ]	[C]	14
<i>Egernia depressa</i>	Pygmy Spiny-tailed Skink	[DE, KR, IT, CZ]	[C, O]	9
<i>Nephrurus asper</i>	Rough Knob-tail	[NL, CZ]	[C]	8
<i>Tiliqua rugosa</i>	Shingleback Lizard	[NL, HK]	[O]	5
<i>Strophurus wellingtonae</i>	Western Shield Spiny-tailed Gecko	[DE, CZ]	[C, O]	5
<i>Nephrurus stellatus</i>	Stellate Knob-tail	[DE]	[C]	5
<i>Egernia epsisolus</i>	Eastern Pilbara Spiny-tailed Skink	[DE, CZ]	[C, O]	4
<i>Egernia hosmeri</i>	Hosmer's Spiny-tailed Skink	[DE]	[C]	4
<i>Saltuarius salebrosus</i>	Rough-throated Leaf-tail Gecko	[DE, CZ]	[F, C]	4
<i>Saltuarius wyberba</i>	Leaf-tailed Gecko	[CZ]	[C]	2
<i>Tiliqua nigrolutea</i>	Blotched Bluetongue	[NL]	[O]	2

表 5: 日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の爬虫類のうち、外来種に関連するデータベースで情報が確認された種（2020-2024）.

学名	一般名	外来種 データセット	輸入個体数
<i>Mauremys reevesii</i>	Reeves' Turtle	[GRIIS]	97,412
<i>Python regius</i>	Ball Python	[GRIIS, CABI-HST]	61,723
<i>Chamaeleo calyptratus</i>	Veiled Chameleon	[GRIIS]	19,449
<i>Testudo horsfieldii</i>	NaN	[CABI-HST]	16,997
<i>Varanus exanthematicus</i>	Savanna Monitor	[GRIIS]	16,842
<i>Iguana iguana</i>	Common Green Iguana	[GRIIS]	11,985
<i>Gekko gekko</i>	Tokay Gecko	[GRIIS]	9,750
<i>Morelia spilota</i>	Carpet Python	[GRIIS]	6,847
<i>Varanus salvator</i>	Common Water Monitor	[GRIIS]	5,640
<i>Mauremys mutica</i>	Yellow Pond Turtle	[GRIIS]	4,539
<i>Trioceros jacksonii</i>	Jackson's Three-horned Chameleon	[CABI-HST]	4,331

<i>Varanus niloticus</i>	Nile Monitor	[GRIIS, CABI-HST]	3,136
<i>Morelia viridis</i>	Green Tree Python	[GRIIS]	2,836
<i>Chamaeleo senegalensis</i>	NaN	[GRIIS]	2,817
<i>Graptemys pseudogeographica</i>	False Map Turtle	[GRIIS]	2,780
<i>Phelsuma grandis</i>	Giant Madagascar Day Gecko	[GRIIS]	2,697
<i>Python brongersmai</i>	Brongersma's Short-tailed Python	[GRIIS]	2,283
<i>Epicrates cenchria</i>	Rainbow Boa	[GRIIS]	2,180
<i>Ctenosaura similis</i>	Common Spiny-tailed Iguana	[GRIIS, CABI-HST]	1,932
<i>Salvator merianae</i>	Black-and-white Tegu	[GRIIS]	1,477
<i>Malayopython reticulatus</i>	Reticulated Python	[GRIIS]	1,029
<i>Rhinoclemmys pulcherrima</i>	Painted Wood Turtle	[CABI-HST]	705
<i>Kinosternon scorpioides</i>	Scorpion Mud Turtle	[CABI-HST]	700
<i>Candoia carinata</i>	Pacific Boa	[GRIIS]	613
<i>Eunectes notaeus</i>	Yellow Anaconda	[CABI-HST]	442
<i>Tupinambis teguixin</i>	Black Tegu	[GRIIS, CABI-HST]	392
<i>Varanus indicus</i>	Mangrove Monitor	[GRIIS]	354
<i>Uromastyx acanthinura</i>	North-African Mastigure	[CABI-HST]	269
<i>Emys orbicularis</i>	European Pond Turtle	[GRIIS]	200
<i>Tiliqua scincoides</i>	Common Bluetongue	[GRIIS]	156
<i>Malayemys subtrijuga</i>	Mekong Snail-eating Turtle	[CABI-HST]	109
<i>Boa constrictor</i>	Red-tailed Boa	[GRIIS]	106
<i>Python molurus</i>	Indian Rock Python	[GRIIS]	82
<i>Python bivittatus</i>	Burmese Python	[GRIIS, CABI-HST]	71
<i>Macrochelys temminckii</i>	Western Alligator Snapping Turtle	[GRIIS, CABI-HST]	30
<i>Trionyx triunguis</i>	African Softshell Turtle	[CABI-HST]	28
<i>Python sebae</i>	Central African Rock Python	[CABI-HST]	6

表 6: ワシントン条約附属書掲載のマダガスカルの両生類固有種のうち、野生由来かつマダガスカルのみから日本に輸出された種 (2020-2024).

学名	一般名	IUCN レッドリスト	輸入個体数
<i>Mantella baroni</i>	Baron's Mantella	LC	1,335
<i>Dyscophus insularis</i>	Antsouhy Tomato Frog	LC	477
<i>Mantella betsileo</i>	Betsileo Golden Frog	LC	451
<i>Scaphiophryne spinosa</i>	NaN	LC	296
<i>Mantella nigricans</i>	Guibé's Mantella	LC	292
<i>Scaphiophryne marmorata</i>	Marbled Rain Frog	VU	148
<i>Mantella pulchra</i>	Parker's Golden Frog	NT	112
<i>Mantella madagascariensis</i>	Madagascan Mantella	VU	9

表 7: 日本が輸入したワシントン条約附属書掲載の鳥類のうち、外来種に関連するデータベースで情報が確認された種 (2020-2024).

学名	一般名	外来種 データセット	輸入個体 数
<i>Psittacus erithacus</i>	Grey Parrot	[CABI-HST]	531
<i>Bubo bubo</i>	Eurasian Eagle-owl	[GRIIS]	207
<i>Myiopsitta monachus</i>	Monk Parakeet	[GRIIS, EICAT]	154
<i>Athene noctua</i>	Little Owl	[EICAT]	146
<i>Platycercus elegans</i>	Crimson Rosella	[EICAT]	144
<i>Cacatua galerita</i>	Sulphur-crested Cockatoo	[GRIIS, EICAT]	125
<i>Amazona amazonica</i>	Orange-winged Amazon	[CABI-HST]	107
<i>Loriculus galgulus</i>	Blue-crowned Hanging-parrot	[CABI-HST]	98
<i>Tyto alba</i>	Common Barn-owl	[GRIIS, CABI-HST]	75
<i>Bubo virginianus</i>	Great Horned Owl	[CABI-HST]	63
<i>Psittacula eupatria</i>	-	[GRIIS]	29
<i>Agapornis personatus</i>	Yellow-collared Lovebird	[EICAT]	20
<i>Paroaria coronata</i>	Red-crested Cardinal	[GRIIS]	12
<i>Psittacula alexandri</i>	Red-breasted Parakeet	[GRIIS, EICAT]	10
<i>Cacatua tenuirostris</i>	Long-billed Corella	[EICAT]	8
<i>Cyanoliseus patagonus</i>	Burrowing Parrot	[GRIIS]	8
<i>Nandayus nenday</i>	-	[GRIIS]	5